

保育所最低基準の研究

——2才児を中心にした保育の組の大きさの問題——

労働科学研究所
第二心理学研究室

大 須 賀 哲 夫
鈴 木 光 子

1 問題と方法

保育所最低基準の問題に関連して、保母一人当りの受もち児童数は何人までが限界であるかを、昨年度を主として年長児(4, 5才児)を中心に検討してきた。

今年度はこれにひきつづき、主として乳幼児を中心として検討することとなったが、現在の保育の実状からして、2才児を中心としばざるをえなかつた。乳児保育の必要は最近増大しているけれども、実際に乳児を保育する園はいたつて少く、仮にあつても数人を、而も0才・1才・2才児を一緒にして保育しているのが現状だからである。

私も昨年年度とはほぼ同様の方法で、乳幼児に関する保母一人当りの受もち児童の問題を実験的にとりあげようとした時、まず最初の困難は、以上の点であつた。調査のための被験者集団がすくないのである。第二の困難は、仮に一定数の乳幼児がいたとしても、私どもの希望する実験的条件をつくり出すことの困難であつた。部屋や設備、時間や人手の点から、調査を受け入れていただいた園で

は調査のためのしわよせが、結局保母さんたちに御面倒をかける始末になつてしまつた。第三の困難は保母の人手不足や病欠出勤などのために、調査が不可能だつたり中断されることであつた。

にもかく以上に以上の困難をおして都内の三保育所で調査が行われたが、調査を行いたつたということ自体は、園長はじめ保母さんたちの心からの協力によるものであつたが、同時にまた、それだけ高い水準の保育所だとも云えるわけである。限られた時間と費用とを以てする今回の調査では、止むをえなかつたのである。したがつて調査の結果も、そのよくな施設の条件を前提として生れてきている点、最初におことわりしておきたいと思う。幸甚、部屋のゆとりがなかつたり、保母の病氣のために調査不能の園もあつたのである。

次に調査が行われた三保育所について、それぞれの特徴を以下の通りである。

私立R保育園
敷地 378.13坪
建坪 129.05坪

模 規 棟 木造平家建 6 調理室 1
保 育 室 1 事務室 1
厨 師 室 1 遊戯室 1
遊 戯 室 1

職員構成 保母 10名 炊事保 2名
事務員 2名
定 員 160名
在籍児 160名
年長児51名 年中児64名 年少児20名
乳 児25名

措置費負担状況 金額免除 27名
一部負担 94名
金額徴収 39名

家族状況
入所理由 { 外勤95名 自営9名 内職36名
多数家族10名 疾病出席7名
その他3名 }

私立K保育園
敷 地 300坪
建 坪 116.75坪
規 模 木造平家建
構 造 保育室 3 調理室 1
乳児室 1 事務室 1
師範室 1 医務室 1
集金室 1
職員構成 園長 1 保母 4 保健婦 1
定 員 95名
在籍児 89名
年長児46名 年中児20名 年少児11名
乳 児12名

措置費負担状況 金額免除17名
一部負担52名
金額徴収30名

家族状況
入所理由 { 外勤22名 自営手伝14名
内職40名 疾病出席8名
母なし1名 雑役4名
公務員9名 会社員21名 工場9名

私立L保育園
敷 地 334.82坪
建 坪 50.75坪
規 模 木造平家建
構 造 保育室 4 保健室 1
師範室 1 調理室 1
ホール 1 小使室 1
職員構成 園長 1 保母 4 炊事雑役 1
定 員 95名
在籍児 90名
年長児32名 年中児20名 年少児76名
乳 児12名

措置費負担状況 金額負担23名
一部負担99名
金額徴収 8名

家族状況
入所理由 { 外勤56名 自営 4名
内職22名 疾病出席18名
公務員15名 会社14名 工場18名
内職 5名 自営業(含外交) 10名
人夫(日雇)17名 無職(含失職)11名

家庭状況
受もち数 (4才未満受もちの場合)
~14名 15~19名 20~24名 25名~
情 意 不 安 127 126 172 217

昨年年度に質問紙でしらべた保母の受もち児童と情意不安との関係では、4才児未満のばあい第1表の結果がみられている。

第1表 受もち数と保母の情意不安指数
つまり受もち数が20名をこえたと保母の情意不安はいらじるしく高まり、精神衛生上好ましくない状態に傾いていくのである。このことは保母のみならず、児童の保育上にも悪影響をもたらすものと考えられるので、2,

3才児のばあい保育の受も数も数は20人未満でなければならぬとして、次のように組の人数を変化させることにした。

2才児(単独保育)……7人, 10人, 13人
 2才児(二名の保育による共同保育)
 ……10人, 15人, 20人, 25人, 30人
 参考までに3才児についても単独保育(8人, 13人, 18人)と共同保育(15人, 25人, 35人)について行う予定であったが、種々の事情のため一系列あてしが行えなかつた。

尤も上記の組編成に際しても、被験児童数の少いことからくる制約があり、2才児クラスで10人以上を求めることが困難なばあいは、年齢構成は第2表のように多少のズレをもつようになつた。その際には当該年齢

第2表 実験実施日及びグループ構成年齢

保育所名	サイ	月日	年		令
			Range	Md	
単 独 保 育	7	11.18	2:3-3:1		2:9
	10	11.25	2:4-2:8		2:5
	13	11.28	2:3-2:8		2:5
	7	11.28	2:3-3:1		2:6
	10	11.25	2:3-3:1		2:6
	13	11.18	2:4-2:8		2:6
(2才児)	7	1.16	2:4-2:11		2:9
	10	1.18	2:0-3:9		2:9
	13	1.20	2:0-3:10		2:9
同 (3才児)	7	2.21	2:1-3:5		3:1
	10	2.23	2:1-3:8		3:1
	13	2.25	2:7-4:1		3:5
	8	12.5	3:4-3:10		3:10
	13	12.2	〃		3:9
	18	11.30	〃		3:9
R保育所	8	11.30	不詳		随々
	13	12.2	〃		上に
	18	12.5	〃		同じ

共同保育	10	12.20	不詳	不詳
R保育所	15	12.14	2:3-3:1	2:6
2才児	20	12.16	2:3-3:4	2:6
2才児	25	12.19	2:3-3:4	2:5
2才児	30	12.21	不詳	不詳
同(3才児)	15	12.7	3:4-3:10	不詳
3才児	25	12.9	2:6-3:8	〃
3才児	35	12.12	2:6-4:0	〃

第3表 保育の年令及び経験

単独保育

保育所名	年令	経験	資格
2才児	27才	2年5か月	無
R保育所(私立)	23才	1才8才	〃
K(都立)	20才	0才8才	有
T(〃)	32才	8才0才	〃
3才児	20才	1才7才	有
R(私立)	21才	0才3才	無

共同保育

2才児	R保育所(私立)	27才	2年5か月	無
3才児	(途中交替)	19才 (23才)	1才8才 (1才8才)	〃
3才児	R(〃)	20才	1才7才	有
3才児	R(〃)	19才	0才1才	学生 実習中

の発達程度にもつとも類似した児童を主に年上のクラスから編入した。

保育は受もち児童を順次変化させながら保育を行うので、例えば2才児の保育母と第一実験日には7人を受もち、第二、第三実験日には各々10人, 13人を受もつのである。したがつて同一の保育母について、受もち児童数が実験的に変えられていくわけである。

保育母の年令、経験等については第3表に示した。

保育母は、お集り・製作・遊び・食事・紙しばい等とし、各保育所ごとに若干の相

違があるが、同一の保育所では各組を通じて同一内容になるようにした。

以上の保育について、お集りから食事終了までを観察し、児童と保育母について次の項目の生活頻度を記録していった。

1. 児童の保育場面ないし課題からの逸脱的行為。これを次の三段階にわけて記録する。

第1段階…例えば「よそみ」などのように他人に殆んど影響しない程度のもの

第2段階…「隣りの子の背中をつつく」など、他の児童に多少の影響を与える程度のもの

第3段階…「けんかを始める」などのように、他人に重大な影響を及ぼすもの

2. 児童からの保育母にたいする呼びかけ・質問。

保育母については、

1. 児童の集団全体にたいする指導

2. 個々の児童への働きかけ(積極的指導)

3. 個々の児童からの呼びかけにたいして行われる受身の指導(消極的指導)

の三項目で、とくに2と3については更に、実地に手をとる指導と、言葉を伴った実地指導との三つに分けて観察記録した。

その他の点では昨年度とほぼ同様である。なお以上のほかに、児童の製作成績に関する資料と、保育母の心的機能の変動に関する資料がえられた。

2 結果

1 保育時間について

各保育所ごとに一定の日課が定められ、各組は何れもほぼ同様にその日課を行ったのであるから、保育時間は全体としては大差はないはずである。観察された日課についての所要時間はおおむね90~100分内外であった。こ

の観察時間中の準備や後片づけを除いた正味の保育実施時間の比率を求めてみると、7人組では73%, 10人, 13人組でそれぞれ68%, 67%となる。つまり組の人数が10人を超える保育準備や後片づけのために、より多くの時間が費やされるようである。二名の保育母の共同保育では、時間の区別がむずかしくなるが、10人組で保育の正味時間が70%だったのが、20人, 30人組になると56%~低下していくという大體似た傾向はうかがえる。

しかし一方では、組の人数が多くなると保育の正味時間が延長されるという傾向もみられるので、例えば「お遊戯」では、7人, 10人, 13人組の所要時間がそれぞれ、10分, 19分, 20分となつている。全体の時間の枠のなかで、組の人数の増大につれて一方では保育の正味時間が延長される課目があり、また一方では準備時間により多くの時間が費やされる課目とすれば、いさお、他の課目の正味時間に影響を及ぼさなくなる。そのため例えば「製作」の正味時間は、7人組から13人組へかけて、23分, 17分, 15分というように圧縮されてきているし、また観察課目以外の自由あそびの時間にまで喰いこんで行こうとした場合もみられた。

したがって組の人数が多くなると、ある課目では時間が延長され、他の課目では充分に必要な時間がかげられないという結果になつていくように、第4表はこのことを示している。

第4表 保育実施時間中に課目別の所要時間の比率(都立二保育所平均)

課目	組の人数		
	7人	10人	13人
お集り	10%	11%	19%
紙芝居	12	11	9
製作	30	22	12
遊戯	9	20	21
食事	38	37	39
合計	100%	100%	100%

2. 児童の逸脱傾向

保育場面の混乱の程度を示すと、三保育所の平均の逸脱数を単位時間(10分)当りにして第5表に示した。

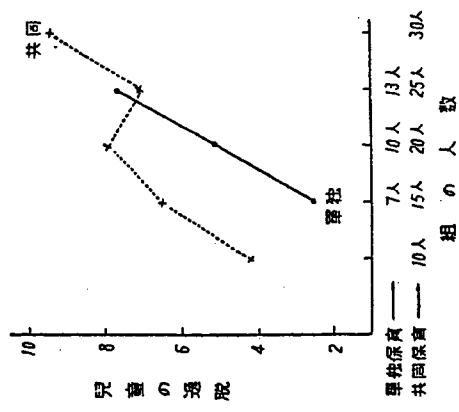
保育所別または保育課題別に若干の相異はあるが、全体としては第1図のような関係になる。

単独保育では、組の人数の増大につれて逸脱数もほぼ直線的に増大し、しかも人数の倍加の割合よりも逸脱数の増大の方が大きい。この傾向は三保育所ともおおむね同様であつて、今10人組の逸脱数を仮に100とすれば、7人組では40~60、13人組では120~180程度の逸脱がみられ両者は正比例の関係にある。

これに対して二名の保育の共同保育では、第5表にみられるように、一般に児童の逸脱

は多くなつてゐる。ただし組の児童数も二倍になつてゐるので、むしろ逸脱数を二分の一(つまり保育一人当りの処理すべき逸脱数)として、単独保育のばあいと比較してみた。

第1図 保育の逸脱回数



第5表 児童の逸脱

逸脱	1			2			3			合計	
	サイズ	標準	計	標準	計	標準	計	標準	計		
単独保育	2才児	7	1.0	1.5	1.4	0.9	1.0	1.0	0.2	0.1	2.5
	3才児	8	1.4	2.7	2.4	1.2	1.6	4.4	1.1	2.0	4.6
	共 同 保 育	10	1.4	3.3	2.7	2.4	4.9	3.8	5.9	3.3	10.8
共同保育	2才児	7	4.1	3.9	2.4	2.3	2.3	2.3	2.7	1.0	7.7
	3才児	8	3.1	2.1	4.1	5.5	5.1	2.6	3.7	3.4	10.9
	共 同 保 育	10	0.4	7.4	4.3	5.5	6.0	7.8	9.9	8.7	19.0
共同保育	2才児	10	1.2	3.8	3.0	2.3	2.0	4.5	3.0	3.4	8.4
	3才児	15	4.3	5.8	5.1	4.4	3.4	4.8	4.2	4.5	13.0
	共 同 保 育	20	4.3	6.6	5.6	4.7	3.7	6.7	6.6	6.6	15.9
共同保育	2才児	25	9.4	4.7	6.2	5.3	3.3	6.3	3.9	4.6	14.1
	3才児	30	0.4	7.4	4.3	5.5	6.0	7.8	9.9	8.7	19.0
	共 同 保 育	15	0.6	3.1	1.8	0.3	4.8	2.5	0	3.9	7.0
共同保育	25	4.7	4.6	4.6	6.4	4.8	5.5	4.3	5.9	5.3	15.4
	35	8.1	10.0	9.1	13.4	11.6	12.1	11.9	16.7	15.4	36.6
	共 同 保 育	35	8.1	10.0	9.1	13.4	11.6	12.1	11.9	16.7	15.4

第1図にみられる通り、共同保育のばあいする傾向は認めうる。ただその増加率が多人数の人数の増加につれて逸脱数もほぼ増加数になるほど、低下していく傾向もあるよう

である。組の人数が10人から三倍の30人数に増えても、逸脱の方は二倍強にすぎない。そこで単位時間(10分)における児童一人当りの逸脱数を見てみると、第6表のようになる。

第6表 児童一人当りの逸脱数(2才児)

組の人数	7	10	13	15	20	25	30
単 独	3.6	5.1	5.9				
共 同	8.4	8.0	8.0	5.6	6.3		

単独保育では7人から13人組へかけて、児童一人当りの逸脱量も増えているが、共同保育では15人組から25人組へかけてむしろ減少の傾向がみられるようである。したがって児童の逸脱量という点かみれば、この限りでは少数人数のときには単独保育がまよりが多いが、多人数になつてくると共同保育の方が有利になるのではないかと思われる。事実、共同保育の形をとりながら、製作とか食事の時間には組を二つに分けて、2名の保育者が併行的に保育(単独保育)を行う方がやり易いという場合もみられる。何れにしろ「保育一人当りの受もち児童」の設定に当つては、保育形態をいかにするかということと切りはなしては考えられないと思う。

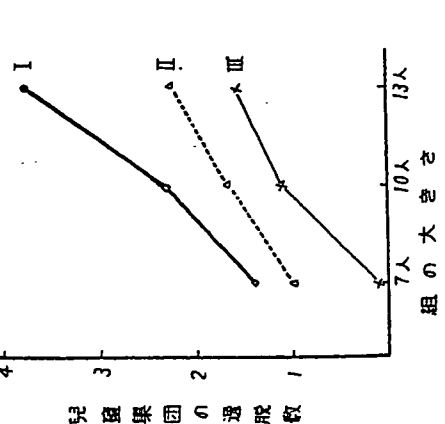
その保育形態についても、また児童の発達段階を考慮する必要があるようである。3才児についての児童一人当りの単位時間内逸脱量を示すと第7表の通りである。

第7表 児童一人当りの逸脱数(3才児)

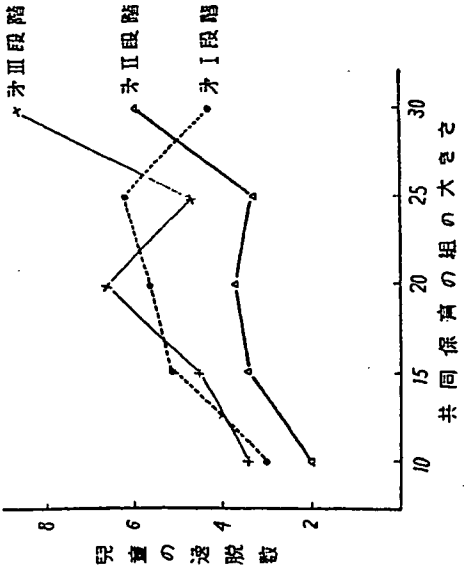
組の人数	8人	13人	15人	18人	25人	35人
単 独	5.8	8.3	—	6.1		
共 同	4.7	—	6.2	10.4		

共同保育で15人組から30人へかけて、一人当りの逸脱量は増加している。この点2才児とちがうようである。もし2才児と3才児の以上の相異が意味のあるものとすれば、

第2図 (A) 単独保育の逸脱(2才児)



第2図 (B) 共同保育の逸脱(2才児)



児童の発達段階と集団活動の相異といつたものを考えることができる。私どもの観察所見でも、2才児の発言は一人の発言につられて模倣的・類同的にされるものが多いが、3才児になると各自の自発性にもとずいた多様の発言内容を示すし、逸脱のしかたにしても2才児では集団から外れる形での個人的なものが多いが、3才児になると集団のなかで相互に影響を及ぼし合うような形で、場合によっては保育を一時中断しなければならぬほどの混乱さえみられることもある。

3才児ではいわば集団としての分化とメンバー間の相互交渉とが活発であるに比べて、2才児では集団としてはまとまりがなくなるとともに、2才児では集団活動の相異が、とづく集団形成力ないし集団活動の相異が、組の人数と逸脱頻数との関係の上にもちがった形を呈してくるものと思われる。しかしこの点は実験組数が少いので今後の基礎的な研究に俟たねばならない。

以上は逸脱の量的な面から組の人数をみたものであったが、次には逸脱の内容的な面から見るために、I、II、IIIの段階別の頻数をみると第2図A、Bの通りになる。

ここでも単独保育(A図)と共同保育(B図)では傾向が可成り違い、単独保育ではA図の通り、組の人数とともに各段階の逸脱ともおおむね平行して増大し、何れの組でも第1段階(態度の逸脱)が第II、第III(著しい極度の逸脱)を上まわっている。いわば人数の増加につれて、逸脱は量的に増大していくがそこに質的な変化を認めがたい。

ところが共同保育(B図)では第Iと第II段階の逸脱はつねに第II段階の逸脱を上まわっている。中等度の逸脱が比較的少く、第III段階の逸脱が比較的多いので、ここにも単独保育と共同保育の相異をみることができ、しかも共同保育のばあい、30人組になると第I段階の逸脱がへつて第III段階の逸脱が増大し

てきている。これは保育の質的な混乱に対処するもので、事実、製作的に各児童の成績評定を保育に依頼したのが30人組では実施できなかったのである。この事は2才児の共同保育の限界が、25人組と30人組との間にあることの一つの根拠となる。最初の実験計画では35人組の共同保育まで予定していたのであるが、30人組の保育が終了した後に、保育から「これではとても35人組はやれない」と申し入れがあつて取止めた次第である。

3才児の場合については第7表を参照されたい。

3. 保育の指導の変化

以上児童の逸脱の面から、組の大きさや保育形態との関係のみで見たが、昨年度の年長児の場合ほど一義的な結果を認めえないようである。以下には保育の指導の変化についてみることにする。

保育の指導総数を「全体指導」と「個別指導」とに大別して、3保育所の平均を示すと第8表のようになる。何れも単位時間当りである。

一般に指導数が少いが、これは後にふれるように言語的指導が少いたためである。全体指導も極めて少く、殆んど個別指導が主になつている。

第8表 保育の全体指導と個別指導(単独保育)

組の人数	7人	10人	13人
個別指導	24	27	23
全体指導	1.5	1.9	2.1
個別/全体	16.0	14.2	10.9

個別・全体指導ともに組の人数によるものは、そう大きくはないけれども、(個別指導)/(全体指導)の比の値は人数の増大とともに若干低下する傾向はある。これは昨年度の年長児のばあいにも見られた傾向で、人数が多くなると指導の力点が個別的から全体的指導に移行していくことの現われだと考えられた。

ところが共同保育になると第9表のように(個別指導)/(全体指導)の比の値は、10人組から20人組へかけて一旦低下し、20人から30人へかけては逆に増大していくのである

第9表 共同保育の個別指導と全体指導

組の人数	10人	15人	20人	25人	30人
個別指導	21.4	23.8	28.4	31.0	25.3
全体指導	0.9	1.2	1.6	1.6	1.2
個別/全体	23.8	19.8	17.8	19.4	21.1

そこで個別・全体指導の回数をみてみると10人組から25人組までは指導数は増加しているのに、30人組では却つて減少している。2才児のように個別指導が主体となる集団で、指導の絶対数が低下するということは既についての問題である。さきにもみた逸脱の内容が25人から30人組へかけて質的に悪化したこともこのことと関連があらう。

したがつて、保育の指導の面からみても、2才児の共同保育の限界は30人未満25人前後ということになる。

ただここで考えておきたいことは、2才児の発達段階についてである。この段階では、身体的にも精神的にも発達の上にあつて、その個人差も大きく、且つ年長児にみられたようなまとまりのある集団ないし集団活動が

みられない。そのため先にみたように、この年令では全体指導が比較的困難であり、原則として個別指導を主とせざるをえない。したがつて保育の指導形態がどうであろうと、指導の絶対数が児童数の増大に及ばないということ自体、既に一つの問題となりうるわけである。単独保育のばあいでも、児童数の増加につれて逸脱はより多く増大するが、指導数の増加は微々たるものであり、既に10人から13人組へかけて減少の兆しさえ認められるようである。これらの結果が、例えばいわゆる「問題児」を保育から外さざるをえないといったことにもなつてくる。

個別指導の内容にしても年長児と2才児では可成りちがいがあつた。年長児では言語による規制がかなり効果をもち、したがつて個別指導のなかでも、言語指導が圧倒的に多い(約85%)。この点、2才児では言語指導はむしろ副次的な意味をもつ場合が多く、指導は原則として実地指導を中心とせざるをえない(個別指導中の実地指導は約65%)。しかも排泄の世話など、かなり時間と手数のかかる実地指導が多く、中食休憩(生理学的には普通1時間が必要とされている)さえ満足にとられていないようであつた。

ともあれ、以上の点を考慮しながら次に2才児の個別指導の内容について見てみよう。保育の個別指導を、保育からの自発的・積極的指導と、児童のよびかけに対して行われる応答的・消極的指導とに大別して示すと第10表の通りである。

単独保育では人数が多くなると、積極的指導は増加し、逆に消極的指導は減少する。したがつて(積極的指導)/(消極的指導)の値は人数とともに増大する。同時に児童からの呼びかけも人数が増えるほど低下していく(7人から13人組へかけての単位時間当りの呼びかけは、夫々8.8、8.6、7.5回)のであるが、しかし、呼びかけに対して保育の応答

しえた比率は、7人・10人組で65・62%であったのが、13人組では49%に低下する。つまり13人組になると積極的指導におわれ、児童への応答の半分は無視されてしまっているのである。

第10表 保母の個別指導

(単独保育)		7人	10人	13人
組の人数		7人	10人	13人
積極的指導		18.3	21.0	22.3
消極的指導		5.7	5.3	3.7
積極/消極		3.24	3.93	6.08

(共同保育)

組の人数	10人	15人	20人	25人	30人
積極的指導	17.1	19.5	24.3	25.8	18.4
消極的指導	4.2	4.3	4.1	5.2	6.8
積極/消極	4.1	4.5	5.9	5.0	2.7

しかしこうした事情があるにも拘らず、一方では(積極的指導)/(消極的指導)の比の値が人数とともに増えている点、次の共同保育のほあいとちがっている。

共同保育では20人組をこえ、上述の比の値が低下しはじめるのである。つまり25人以上では応答的な個別指導におわれ、保母からの自発的・積極的な働きかけが相対的に減少してくるということ、とくに30人組ではこの傾向がいちぢるしい。この意味で一つの限界が25人未満という所に見出されるようである。

次に個別指導のうちの、言語のみによる指導と実地指導とを調べてみると、第11表のように、単独保育では10人組で実地指導の比率

が最も高い。共同保育では15人組でもつとも高く、人数が増すにつれて実地指導の占める割合は相対的に低下していきようである。尤もさきにふれたように、2才児では言語指導の規制力がよわく、且つ実地指導について

第11表 実地指導と言語指導

(単独保育)		7人	10人	13人
組の人数		7人	10人	13人
実地/言語		2.0	2.5	2.3

(共同保育)

組の人数	10人	15人	20人	25人	30人
実地/言語	2.2	5.3	4.1	3.0	2.9

も頻数だけでは捕えがたい面が少なくないので、上述の比の値を一義的なものとして考えることには無理がある。

4. 製作の成績評定その他

制作の内容は各園によつて、ねんど細工、絵画、切紙細工とちがっているが、各園の組については同一内容である。そこで個々の児童の製作態度・成績について、担当保母から次のように評定してもらった。

1. ふだんより出来がわるい
2. ふだんと変らない
3. ふだんより出来がよかつた

以上の結果を各組別に平均して示すと第12表のようになる。

第12表 製作の成績

組の人数	7人	10人	13人	15人	20人	25人
単独	2.03	2.23	1.76	2.06	2.10	1.96
共同						

単独保育では7人組より10人組の方がむしろ若干高いようであるが、13人組になると成績はかなり悪化する。成績評定1(ふだんより出来のわるい)の子が、7人、10人組では何れも18%であつたのが、13人組になると40%に増大しているのである。

共同保育では、組による差は少ないが、それでも成績評定1の子供が15人組で13%だつたのに、20人、25人組では30%に及んでいゝる。つまり組の人数が増えるにつれて、出来がよくなるよりも悪い方と悪い方に偏つていく傾向があるものである。これは保育課程の進行上あまり好ましいものではなく、保母の内観の上にも次のように表現されている。共同保育の15人、20人組までは「全員大体内において集中できた」が、30人組になると「集合の時から集中できない。早々とおしまいにしつて了う子が多く、時間々々でひつぽつていくのに舌をすする。とても一人一人の絵をみても絵を一人一人見てやれない。クレヨンをつくり返したりして混乱状態」に陥り、ついに成績評定も不可能であつた。

これで見ると共同保育も25人前後が限度であるような印象をうける。単独保育でも、全員中2の成績評定をうけた者が7人組の53%から、10人、13人組へかけて47%、37%と減つて、13人組では半数近くがふだんより悪い出来だつたのであるから、製作などでは13人組では無理であろう。

次に保母の疲労について簡単にふれたい。労研生化学班からの詳細な報告があるので、私どもは労研生の作業後疲労しらべと、反応時間検査を用いた。

前者は一日の保育に入る前とお食事後(保母の中食前)に別紙「作業後疲労しらべ」に記入してもらつたもので、保育開始前の症候数を100として中食前に訴えられた症候数の比率を求めたものである。午前中だけの保育

で疲労症候の訴えは約50~100%ふえる傾向にあり、その増加の割合も組の人数にほぼ対応し第13表の結果となる。

第13表 作業前(100)から中食前にかけての症候数の増大率(%)

2才児	1人当り受もち児童数の増大率	5人	7人	10人	13人	15人
		142	149	170	171	185
3才児	1人当り受もち児童数の増大率	8人	13人	18人		
		143	175	225		

表には単独保育と共同保育を一緒にして、保母一人当りの受もち児童別に示した。次に金風標を落下させて把握の反応時間を調べた結果では第14表のようになつた。保育開始前の反応時間を100とした場合の、中食前の反応時間の比率で、100より値が大きければ反応所要時間がそれだけおそくなつていくことを意味する。

第14表 反応時間遅延率

2才児	1人当り受もち児童数の遅延率	5人	7人	10人	13人	15人
		100	109	103	115	—
3才児	1人当り受もち児童数の遅延率	8人	13人	18人		
		99	117	107		

個人差や練習効果などもあつて、明確ではないけれども全体としては受もち数が増えらると、反応時間も延長される傾向は認められるかと思う。

3 総括

以上2才児を中心に、保育の組の人数と保育のあり方との関係を検討してきたが、ほぼ次のように要約できるかと思う。

1. 保育の所要時間は、人数の増加につれて延長される課題と圧縮される課題とがある

り、その結果各課題ごとの所要時間アンバランスができてきたり、自由時間にぐいぐい込んでいくような傾向をとり易い。

2. 2才児の逸脱行為数は、単独保育では人数と正比例的な急激な増え方を示し、共同保育では緩慢な増え方を示す。したがって共同保育では児童一人当りでみた逸脱の程度は15人以上で却って減少しはじめる。

3. これにたいして3才児では集団自体が大きくなるほど、一人当りの逸脱数も増大していく傾向がある。この点児童の発達段階からくる集団の成熟度といった事情を考えなければ理解できないように思われる。

4. 逸脱を段階別に分けてみると共同保育の30人組ではそこに質的な変化がみられ、25人組と30人組の間に一つの限界といったものが見出されるようであった。

5. 保母の指導では、年長児にみられたほどの系統的な変化はあらわれなかつたが、一部の所見では単独保育の13人未満、共同保育の25人組前後を限界とすべき印象がえられた。

6. 制作成積の評定では、単独保育の13人組では半数近くの児童がふだんより悪い成績を示し、共同保育の30人組では混乱のため成積評定が実施できないという状況であった。

7. 保母の朝から昼へかけての疲労自覚症の訴えは、約1.5ないし2倍にふえ、その増大の程度も受もち児童数と対応する関係を示した。以上、一般に2才児では昨年度の年長児にみられたような一義的・系統的な変化が余り

30人であるから、実際には30人を若干下まわる数字になると思われる。

ところが昨年度調査した限りでの東京都の実態は下表の通りである。

つまり「4・5才児、30人」をしまわっているのである。これは現行の規定が、3才児以上を一括して30人としていること、にも拘らず実際には3才児では20人前後しか保育しないことのために、結局4・5才児では30人以上を保育せざるをえない実情が現わされたものと考えられる。

専業われわれの情慮生活しらべの結果から4才未満ではほぼ20人が限度であることがみられているし、またA. S. Saluskyの資料で

年齢	3才	3.4才	4才	4.5才	5才	5.6才
組の人数	11~25人	11~30人	19~35人	21~41人	25~42人	20~50人
〃 (平均)	18.9人	20.7人	29.5人	33.0人	33.6人	34.5人

作業後症候しらべ

あなたは、仕事をおえたあとや、部屋や家に帰ってから、次にかいてあるようなことがありませんか。それぞれの間をよくよんで、自分にあたることがあれば、その間の下の〇の中にレ印をつけて下さい。そんなことのないものは印をつけないでそのままにしておくこと

- 1 かるい頭痛がする。一寸頭が痛いことがある。……………:OK
- 2 食欲がさっぱりなくなる。……………:OK
- 3 何もしないのにあせが出る。……………:OK
- 4 眼の下にうす黒い輪ができる。……………:OK
- 5 むねがわるく、げつぷがたり、はきけがしたりする。……………:OK
- 6 頭の中でジーンとか、ブーンとか、

労働医学心理学研究所

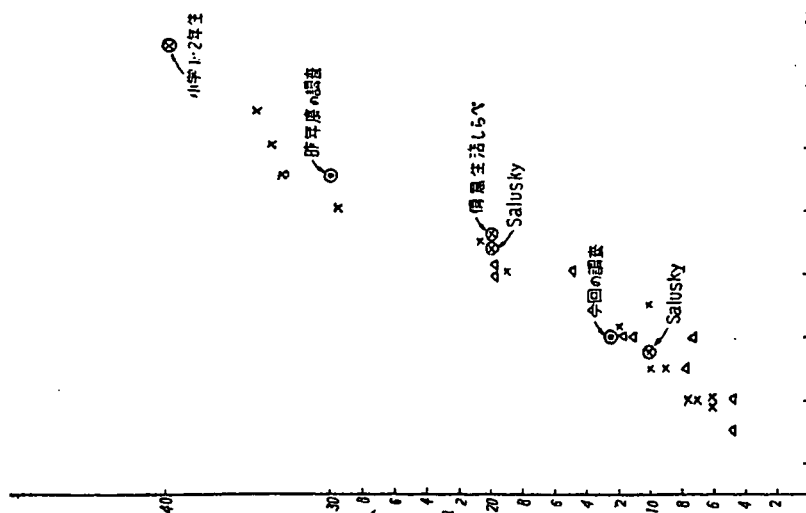
記入月日 昭和 年 月 日から

姓名 男 女

年齢 職 種

経歴年数 年 月

- 7 へん音がきこえることがある。…OS
ものが聞きとれなかつたり、人の話をそばに近づかなければきこえないことがある。……………:ON
- 8 腰が出る。……………:OK
- 9 こえがしやがれる。……………:OK
- 10 あくびをしなくなつたり、よくあくびができる。……………:OK



認められないようであった。しいて保母一人当りの受もち数の限界を求めると、上記の点から12,3人の所ではあるまいかと思われ。ただしこれは確定的なものではないから今後もつとちがった側面からの調査研究を進める必要がある。

(附. 年令と集団の大きさとの関係)

昨年度と今年度の調査の結果から、年令発達と児童集団の大きさの関係はかん単にみない。昨年度の調査結果では「4・5才児」クラスはほぼ30人が限度であると考えられた。尤も保母の記録・渉外事務や欠勤を別としての

年少児担当保母の疲労調査成績

労働科学研究所

齋藤 一
高松 敏
植田 恭

- 11 やたらにむくむくする。……○!T
 12 からだや手足のすじが時々びくびく引きつるようだ。……○!M
 13 ふつうのことをするにも、いきがきれる。……○K
 14 体のどこかがむずむずしたり、むずがゆいことがある。……○N
 15 耳鳴がする。……○S
 16 顔やまぶたがびくびくする。……○N
 17 手足を動かすのがおつくりになる。……○W
 18 いねむりをすることがある。……○K
 19 力がぬけたように感じて、ぼおつとする。……○W
 20 きちんとすわつたり、しやんと立っていることがむずかしくしきじにだらしなくなる。……○W
 21 目まいがする。……○K
 22 かい段をのぼるのが骨がおれ、つらくなる。……○K
 23 しばらく目をつぶつていたい。……○K
 24 体をつかつたり、手足を動かすことをやる気にならない。……○W
 25 一度すわつたら、たつのがいやである。……○W
 26 ぐつたりして、すつかり元気がなくなる。……○K
 27 体のどこかがひどくなる。……○K
 28 体のどこかがひどくいたむ。……○K
 29 いつもたべている物が急にきらいになることがある。……○S
 30 何か特別のものがやたらにたべたくなる。……○S
 31 煙草やお菓子や食事の味が変になる。……○S
 32 立っているときよろよろしたり、歩きのよろよろしたりすることがある。……○W
 33 物をよくおちがえたり、ひつくりかえしたりする。……○V
 34 今聞いたことをすぐに忘れたりする。……○V
 35 約束や用事をよく忘れる。……○V
 36 よく知っている物の名や、人の名前が中々思い出せないことがある。……○V
 37 よく物をおき忘れる。……○V
 38 人と話すのがいやである。……○E
 39 くつろぐことができない。……○E

- 40 物を置いたり読んだりする気になれない。……○V
 41 かんがえごとををするのがおつくりでいやになる。……○V
 42 一人だけになつていたいと思う。……○E
 43 何かしようとする時、いろいろのことがあたまにうかんできて、こまることがある。……○V
 44 物事や人声が、かんにさわつてうるさい。……○E
 45 すぐにどなつたり、言葉使いがあらくなつてこまる。……○W
 46 人にやたらに同情してもらいたくない。……○E
 47 自分や家族の身の上がなげなく思えたり必要以上に心配になる。……○E
 48 気みじかになる。……○W
 49 うたを歌つたり、子供と遊んだりすることがかいやになる。……○E
 50 よくうろつたえたり、まごついたりする。……○W
 51 すつかりおちつけなくて、せかせかする。……○E
 52 やたらに腹が立つてしかたがない。……○E
 53 物事がやたらに気になつたり、時々不安でたまらなくなることがある。……○E
 54 人と話すときどもつたり、うまく口がきけなかつたりものをいうのがむづかしいことがある。……○W
 55 早く時間がたつてくれるとよいと思ふか、時間のたつのもどかしくてこまる。……○V
 56 何かしようとする時、気がちつて、心をつつことによりちこむのにはねがおれる。……○V
 57 物音や人声などのために、気がちつてこまる。……○V
 58 口の中に何も何もないのに変な味がする。……○S
 59 人は聞えないという物音が聞えたり人は見えないというものが見たりする。……○V
 60 眼をとじると小さい星がちらちら動いて見える。……○S

1 はし が き

A 調査の目的

前年度において、われわれは3才以上の児童を受持つ保母の疲労調査を実施し、その結果にもとづいて、保母1人当り受持児童の適正限界として、現行規程30人という線にたまたま一致する値を得たことを報告した。(厚生省児童局、保育所の設備と運営—最低基準に関する研究調査報告—1955)。

今回の調査は、これと同じような目的から3才以下の年少児担当保母についても、受持児童の適正限界を生理的負担の実態にもとづいて決定しようとするために行つたものである。

B 調査の対象並びに方法

- 1 調査対象保育所
 北区私立1、新宿区私立1、世田谷区私立1、公立1 計4カ所
 2 被検者数 園長を含め26名、内訳3才以下児童受持保母13名(但し内1名は早退)満3才児以上受持保母9名、園長、事務員等4名
 3 調査条件 当初の計画としては、同一保育所内で、試験的に保母1人当り受持児童数を数段階に変更してもらい、その際の生

理的負担を笑測しようと考えたが、保育所側の事情もあり、計画を変えて、一応現状のまま、実態を調査し、そのなかから結論をみちびき出せるかどうか検討することとした。

対象4保育所について、3才以下の児童だけに限定すると、調査当日の受持児童の範囲は次のようになる。

- 私立A 2人で児童14名(1才6カ月～2才6カ月)
 2人で児童24名(2才6カ月～3才)
 私立B 2人で児童7名(1才7カ月～2才4カ月)
 2人で児童18名(2才5カ月～3才)

- 私立C 2人で児童8名(1才～3才)
 公立D 2人で児童13名(1才～3才)

4 調査時期 1956年5月

5 疲労検査の方法

以下の項目について、週明月、土を除くいづれかの週日1日だけ勤務前と終了後検査を実施した。

- イ) ちらつき値(フリッカー・テスト)
 ロ) 硫酸銅法による血液ヘモグロビン値
 ハ) 膝蓋腱反射閾値
 ニ) 疲労自覚部位

なお検査項目各々について、その意義や測定法は、前年度報告に記載したとおりであるから、ここには省略するが、一言ここで触れておかなければならぬのは今回は同一保育所について、週日1日だけ調査した関係から、以上の測定値は勤務前後の日間変動率として整理し、検討したことである。疲労は同一人が毎日同様な勤務状況にあつても週間毎日必ずしも一律一定ではなくそのことからすれば、一日だけの疲労測定よりも、週間の疲労の経過を併せてみてゆく方が、より一層資料として充実させ得るわけであるが、今回は睡眠の事情から止むを得なかつた。ただ週の初日と末日とを除外して、実際には水(2日)、木、金の4日の内、つれか1日という結果になつたことを附言しておかなければならない。

2 疲労調査の成績

A ちらつき値の勤務前後変動率

疲労は一般に勤務条件一勤務の内容時間等により異なるだけでなく、運動、睡眠その他勤務外の条件によつても、更にまた経験の度合いや勤務者の体質体力等によつても、それぞれ一様ではないから、疲労検査の結果を個人個人についてみると、必ずしも一定の傾向を示さないことがむしろ多い。

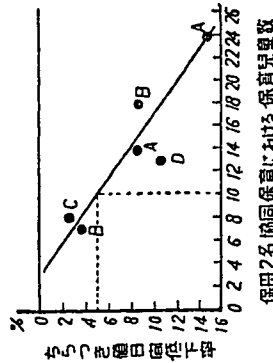
多数の測定例を得た場合、一定の考えに従つて資料を整理することによつて始めて有意な結論をみちびきだせることになる。

今回の場合のように、1-3児童担当保育者が一保育所では少く、従つて全体の被検者数が少数に止まる場合には、決定的な結論はなかなか得られにくいと考えなければならぬ。

今回対象とされたところでは、いずれも2名の保育者が1組となり、何人かの1-3才児を協同保育していたので、すべて結果をこの2名の保育者の平均値としてまとめ、受持児童

との関係でみてゆくことにする。このようになら2名協同保育における平均のちらつき値日間低下率でみると、図A-1のようになり、保育する1-3才児数の増減場合、ちらつき値低下率も、それと略々伴つて増大していることが知られる。いいかえれば、保育の一日勤務後における疲労が大脳中枢の興奮水準を低下させるようにはたらいており、精神的にも負担がはつきり客観的に証明されると同時に、その疲労度は、当然のことながら、保育1-3才児数のふえるに添じて、略々直線的に増していくという事情がうかがわれる。

図A-1 保育児童数とちらつき値低下率(13才児)(A, B, C, Dは保育所別)



年少児保育の内容をみると、保育所によってはオムツの洗濯など肉体的な要素も含まれているが、どちらかといえば精神労働の性格が主体で、それに肉体的労働もいくぶん含まれたものとして、ちらつき値の低下率の上から、負担の適正な限界を求めてみよう。大脳によると、精神労働はエネルギー代償率(労働の筋的酸化)の大きくない肉体的労働の場合には、第一作業日のちらつき値日間低下率として一5%を以て、人間にとり好ましい限界であると考えられ、また人間労働の可能

氏名	年齢	経験年数	児童数	児童年齢	測定日	ちらつき値		藤反射値			HR値			備考	
						作業前	作業後	作業前	作業後	差	作業前	作業後	変動率		
浦井小	24	2	6	1才6ヶ月以下	水	26.5		40			12.6			私A	
○井小	31	4	7	1才7ヶ月	金	30.7	28.9	-5.9	30	15-	15	12.5	12.8	+2.3	炊事を半日程した
○木	46	3	7	2才4ヶ月	金	25.2	24.8	-1.6	10	20+	10	13.0	12.1	-6.9	主に一人で保育した
○木	22	3	8	1才~3才	木	28.5	27.0	-5.3	30	40+	10	12.4	12.6	+1.6	
○木	21	3	8	1才~3才	木	26.4	26.4	0	50	65+	15	14.1	13.4	-5.0	
○地	25	2	13	1才~3才	木	27.5	23.4	-14.9	25	45+	20	13.8	14.2	+2.8	在籍15名
○地	23	2	13	1才~3才	木	26.2	24.5	-6.5	20	35+	15	12.0	11.4	-4.9	
○吉	20	2	14	1才6ヶ月	水	29.7	27.1	-8.8	20	25+	5	12.6	12.2	-3.1	
○吉	38	6	14	2才6ヶ月	水	23.1	21.2	-8.2	30	35+	5	11.0	10.5	-4.5	
○平	29	1	18	2才5ヶ月	金	22.8	22.4	-1.8	30	40+	10	12.4	12.4	±	0日來欠勤していた
○平	24	1	18	2才5ヶ月	金	24.7	20.9	-15.4	25	35+	10	12.0	12.7	+5.8	作業前より疲労状態にあつた
○羽	24	3	24	2才6ヶ月	水	31.2	26.7	-14.4	35	30+	5	13.3	12.2	-7.3	
○丸	20	2	24	2才6ヶ月	水	32.5	27.6	-15.1	45	40+	5	12.7	12.2	-3.9	早出
平均						27.4	25.1	-18.4	29.1	35.4	+6.3	12.6	12.4	-1.6	
加○	36	6	17	3才	木	30.1	30.6	+1.6	20	40+	20	12.3	12.2	-0.8	在籍18名
○村	27	1	20	3才~4才	金	24.5	23.0	-6.1	50	25-	25	11.6	11.7	+0.9	私B
○井	20	6	23	3才2ヶ月	水	27.4	25.6	-6.6	35	40+	5	13.2	12.7	-3.8	私A
○林	21	3	26	4才~5才	水	25.6	22.7	-11.3	45	65+	20	12.8	12.7	-0.8	在籍30名
○山	25	3	27	4才~5才	水	30.9	27.2	-12.0	40	45-	5	12.8	12.4	-3.2	私A
○好	26	5	29	4才	木	25.8	25.7	-0.4	5	5-	0	10.5	9.5	-9.6	在籍31名
○本	24	4	30	5才	木	27.3	25.1	-8.1	35	40+	5	13.7	12.7	-7.3	在籍34名早出
○今	24	8	32	5才~6才	金	28.5	27.2	-4.6	30	30-	0	12.3	12.0	-2.4	午前中は実習生と2人、午後は1人
○田	36	13	33	5才	水	22.3	21.3	-4.5	70	55-	5	11.9	11.8	-0.8	私B
平均						26.9	25.4	-5.6	36.7	38.3	+1.6	12.3	11.9	-3.3	私A
○塚	43	6			水	29.4	27.5	-6.5	35	35-	0	12.3	12.0	-2.5	私A
○塚	43	28			木	27.0	25.0	-7.4	40	50+	10	12.6			公D
○西	45	45			木	24.4	27.2	+11.5	35	15-	20	13.0	12.6	-3.1	作業後測定の時約15分急いで歩行して来た
○西	53	53			木	29.3	21.5	-18.3	55	60-	5	13.9	13.0	-6.5	私C

な限界としては、同じく日間低下率10%であると考えられる。

この基準を図A-1において当てはめてみると、2名協同保育における児童数10名のところが、丁度ちらつき値の日間低下として、1-5%に当る。従つて1-3才児の場合このあたりに、生理的負担からいうならば、その適正な限界をおいて考えることができよう。なお各個人について、現状の疲労度をこのちらつき値日間低下からみると、年少児担当母の場合、最低率0から最高15.4%、平均(12名)8.2%となる。この点からいって、保母の疲労、とくに精神的な疲労度は現状において少くないことが知られる。

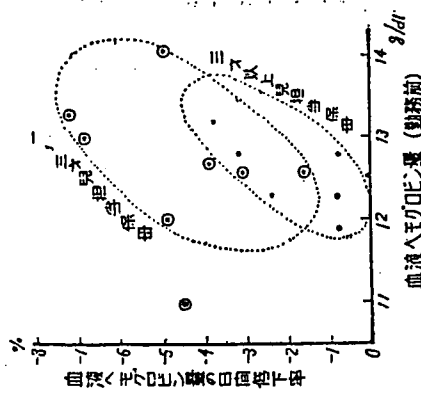
なお今回併せて測定した3才以上の児童担当母のちらつき値低下率は、9名の平均で5.6%であつた(最小1.6%、最高12.0%)

B. 血液ヘモグロビン量

血液ヘモグロビン量も一日の勤務前後では多かれ少かれ変動をうけるもので、発汗などにより血液濃縮を高度にうけない場合には、多くは勤務後に低下する。その低下の大きいほど勤務者の生体への負担が大きいと考えられるので、この点から結果を検討する。

まづ勤務後に血液ヘモグロビン量が低下している者について、その低下率を勤務前の血色素量との関係で、1-3才児担当母と幼児担当母に比べて比較することにする。図B-1がそれを示すものである。同一水腫のB-1がそれを示すものである。1-3才児担当母の方が低下率が大きいことがわかる。即ちこの点からいっても、年令の小さい1-3才児保育の方が、既に負担が大きいとしなければならぬであろう。

図 B-1 勤務前血液ヘモグロビン量とその勤務後低下率との関係(1-3才児担当母と3才以上担当母との比較)



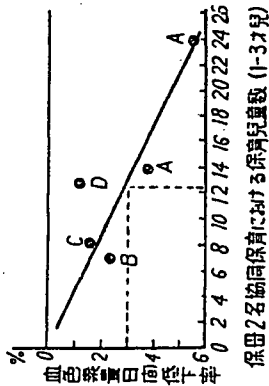
次に保母2名協同保育の場合のヘモグロビン変動率を2名の平均として求め、それと保育児童数との関係をみると、図B-2のとおりである。

やはり傾向としては、保育児童数のふえる場合、血液ヘモグロビン日間低下率も大きくなるような関係がうかがわれる。

いまままで多数の産業労働者について、硫酸銅法から求めた血液ヘモグロビン量の日間低下率について、その段階づけを「疲労と睡眠」という観点から試みてみると、集団として平均的にみた睡眠時間の延長(疲労回復の必要上)を全く必要としないといふとみられる。その限界は、日間低下として1-3%が得られた。そこで、この基準をこれに当てはめてみると、1-3%のヘモグロビン日間低下率に相当するところの1-3才児数は12人当りのところ求められる。

対象例数が少ないので、結論を早急にみらばきだすことは、無理と思われるが、ちらつき値の日間低下率から想像された生体への負担の適正領域としての2名協同保育時10人という線とも近似するわけである。

図 B-2 保育児童数と血液ヘモグロビン量の日間低下率



C. 膝蓋腱反射閾値

1-3才児担当母12名について、作業前の膝蓋腱反射閾値をみると、最小10°、最大50°平均29.1°、作業後のそれは、同じく15°~65°、平均35.4°で、前後差は平均+6.3°である。従つてごく軽度には腱反射機能の純化が勤務後にみられるに過ぎない。

同時に測定した3才以上児担当の保母9名の平均では、勤務前36.7°、勤務後38.3°、差は+1.6°で、殆んどこれでは腱反射機能の純化はみとめがたい。

結局保母の仕事が、肉体的というよりも精神的な負荷の大きい性格をもっているため

自覚的症狀調査表

(次に示すような症状があつたら項目の中の○の中に○(印を、ない場合には×印をつけて下さい。)

登校時	下校時	学年	組	氏名	職階
(不用の方を消すこと)		男	高年令	職階	
昭和	年	月	日	()	職階
A		B		C	
(1)頭がおもい.....○		(1)頭がぼんやりする.....○		(1)目がつかれる.....○	
(1)頭がぼんやりする.....○		(1)頭がぼんやりする.....○		(1)目がちらちらする.....○	
(1)頭がぼんやりする.....○		(1)頭がぼんやりする.....○		(1)目がぼんやりする.....○	

と考えられる。

35頁に疲労測定結果の一覽表をかかげておく。(表C-1)

D. 疲労自覚症候と疲労部位

下表のような質問紙を用い、疲労の自覚症候について記入を求めた。それについて発生頻度を算出し、日本産業衛生協会、産業疲労研究班が各種の産業労働者について調査した全体の成績と比較すると、表D-1のようになる。

表D-1 保母の疲労自覚症候発生頻度

人員	身体的	精神的	神経感覚	
症候	状態	状態	状態	
日本産業衛生協会各種産業労働者	6,124	19.1	12.2	9.8
前回調査保育所保母	124	28.3	34.5	17.5
今回調査1-3才児担当保母	12	32.5	25.8	16.6
今回調査3才以上担当保母	9	34.4	30.0	20.0

身体的、精神的、神経感覚的症狀のいづれにおいても、保母の自覚症狀の多いことは、前回調査でも示されたことであるが、例数の少ない今回の調査でも、全く同様である。13才児担当保母についてとくに症状として多いのは、5以上の者に記されている項目をひろつてみると、次のようなものがある。

保育園園児の家庭生活の状態

労働科学研究所

藤 本 武 子
岡 安 茂 静
森 岡 静 江

(2)頭がいたい	(2)考えがまとまらない	(2)目がまぶしい
(3)全身がだるい	(3)一人でいたい	(3)動作がぎこちなくなる
(4)体のどこかがだるい	(4)いらいらする	(4)足もとがたよりない
(5)頭がこる	(5)ねむくなる	(5)あじがかわる
(6)いき苦しい	(6)気がちる	(6)臭がはなにつく
(7)足がだるい	(7)物事に熱心になれない	(7)まぶたやその他の筋がびくびくする
(8)つばが出ない	(8)一寸とした事が思いだせない	(8)耳が遠くなる
(9)あくびが出る	(9)する事に自信がない	(9)手足がふるえる
(10)ひや汗が出る	(10)物事が気にかかる	(10)向き不向きとしていられない

頭がおもろい (33.3%)
 体のどこかがだるい、いたい (50.0%)
 肩がこる (66.6%)
 足がだるい (58.3%)
 つばが出ない、口がかわく (41.6%)
 あくびが出る (41.6%)
 頭がのぼせる、頭がぼんやりする (33.3%)
 考えがまとまらない (41.6%)
 ねむくなる (41.6%)
 一寸したことが思い出せない、どわすれする (33.3%)
 目がかかれる (33.3%)
 このように一般産業（製造工業）労働者と比較しても、保母の疲労自覚症状の頻度の高いことは、既に疲労度の客観的な測定結果で示されたところとも一致して、主観的にも疲労の大きいことが了解されるのである。

次に疲労部位として訴え頻度の多いところは、頭頂部、眼帯、肩胛部、大腿、膝関節、下腿、足部、上腕等である。

E. 調査結果の要約
 以上簡単な記載ながら、1-3才児担当保母について、現状の疲労調査を行った成績をまとめてみると

1 保母の疲労の自覚症状頻度は、一般の産業労働者にくらべて、身体的なものであっても、精神的なものでも、更にまた神経感的なものでも、みな相当に高い。

2 疲労部位では、頭頂部、眼帯、肩胛部と下腿部のつかれ、こり、いたみを訴える者が多い。

3 ちらつき値の日間低下率や血液ヘモグロビン値の日間低下率から考えて、客観的に見られた疲労度や負担度も相当大きいものとしなければならぬ。肉体的とみるよりも精神的負担がより大きいものである。その疲労度は保育1-3才児級のふえるに従い概ね直線的に増大する傾向を示した。

4 ちらつき値の日間低下率から、それが1-5%に当る1-3才児数を求めると、保母2名の協同保育の場合10名が得られる。また血液ヘモグロビン値の日間低下率から、その1-3%に相当する1-3才児数は、同じく協同保育保母2名につき凡そ1-3才児12名見当となる。生連的負担からいって好適な保育1-3才児の限界は、2名協同保育の場合、15名を超えないところに考えられるべきであろう。

は し が き

ここでとりあげる問題は、保育所の存在が保育園児の家族生活特に育児の主たる担当者である主婦の生活にどんな影響を与えているか、保育料その他の経済負担はその世帯の生計にとつてどんな比重を占めているかの2点であるが、前者は入所基準の決定に、後者は保育料徴収基準につながりをもつ重要な問題である。

本稿は、前記の2つの問題について東京都の山手にある一公営保育所をえらび、その園児の家庭を調査した結果をとりまとめたものであるが、前記の諸問題は都市、農村で、都市といつても大都市、中小都市で、同じく東京都内でも山手と下町、公営と私営あるいは個々の保育所単位によつて若干相異なるものであるから、ここで分析されたものは調査事例の範囲をこえるものではない。したがつてここに示された実態が全国の保育園児の家庭のなかでどういふ地位を占めるか、という点になると全く不明であつて、それを明らかにするには、もつと数多くの調査を行われる必要がある。

要があるといわれなければならない。
 この調査は1956年5月に行われたものであるが、調査に当つては、対象保育園の園児、保育の方々、調査対象となつた主婦の方々の好意ある御協力をえたことを記し、感謝の意を表したいと思ふ、なお本稿は、労働科学研究所藤本武、岡安茂子、森岡静江の手になつたことを記しておく。

1 調査方法の概要

調査は序においてのべた調査目的にあつたように実施されたのであるが、その概要を示すと次の通りである。

- 1) 調査時期 1956年5月中
- 2) 調査保育所と調査対象 都内の山手地区にある都営の一保育所であるが、全員の調査を目的とした。但し、調査に訪問しても留守だつたりしたため、若干の世帯は調査が行われなかつたが、調査世帯は当時の在籍保育園児家庭数84のうち81であつた。
- 3) 調査事項

調査目的からみて、各戸を訪問してまきとりにより次の事項について調査を行ったが、くおしくは、末尾に示した調査票をみられたい。

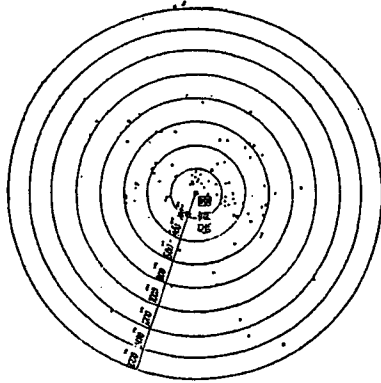
- (4) 世帯構成 世帯員の職業、過去3カ月の間の稼働状況、勤労的収入その他の収入 (56年2~4月分)
- (5) 保育園に入つた理由、入園前後の収入、生活時間の変化、保育時間、通園方法、子供の世話。
- (6) 住宅の状況と生活環境
- (7) 保育料その他、保育に必要な支出。

2 保育園の概況

調査対象は山手住宅地帯の公立A保育園である。A保育園は日華事変が太平洋戦争に移行する直前の1941年6月にA区方面館の附属施設として現在地に設置されたから、1944年に戦争の激化による一時閉鎖を経て終戦後の1947年4月再開し、1948年4月に、児童福祉法による公営保育園として確立したもので、現在保育されている児童は、その叔父、叔母が同園の出身者というものがあるという古い歴史をもっている。

所在地は戦後、急速にひらけていったA区の中心的地域で、附近には区役所、税務署保健所等があり、2軒程離れてA区第一の繁華街S町をひかえた住宅地域である。交通は私鉄B線のS駅に近く、これとA線D駅をむすぶ道筋にあり、南北が合地になつている。ま、低地帯の一角を占めている。南側は樹の繁つた神社の低い壁に面している。附近は用水も流れ、畑が残存する一方、戦時次々につくられた小工場がそのまま内容をかえて残り(電気器具、機械部品、製菓、製菓、紙器玩具等々の零細工場)小住宅にまじつて点在している。古い用水稲いには一部分ではあるが朝鮮部落とかバタヤ部落とか俗称されるバラック群もあつたり、倉庫あとで獲鶏その他の

第一回 児童登園分布図



小動物飼育業を営むものもいくつかあるなどいわゆる週末とよばれた旧郊外住宅地帯の典型をなしている。

園児の登園地域は100米くらいから1400米以上の半径でかこまれる地域に拡がっているが、大部分は600米以内の近距離に集中している。保育園のあるのは低地帯であるが、南には坂を登るとB線の駅まで日常生活用の食料その他を主として販売する商店街がつづき北部合地はA線に向つて順に高くなり、高級住宅を含む住宅地。中間の低地帯は長屋、アパートが多く、戦後の小住宅群は新しいが、それらにまじつて不潔な密集地区もある。これら三地区の差は園児家庭の社会層にも反映し北部からは、給料生活者層が、中央部からは労働者、職人層が、南部の方面からは、小自営業者の子供の通園の比重がやや高いようである。園児は勤務のために母が遠くからつれてくる例は全くなく、近くに住むものが保育所にあつて自宅で仕事をすか、この附近又は他地域に通勤してゆく例がほとんどである。登園距離の点で注目すべきは、乳児又は年少児童が比較的遠くから通つてくることで乳児保育を行える施設の少い現状を再考させられるものがある。また、近接地には、私立

の保育所もいくつかあり、幼稚園もそくぞく設立されているにもかかわらず、それらを通りすぎてもA保育園にきている子供や、措置決定まで他の私立保育園にいられた子供もあつてもある。(理由は、ここでは措置児童のみを取容すること、設備、保育方法などを比較してみてA入園を希望する保護者の多いためであるが、私立の状況が不明なので、実際の必要度はわからない。)

園児の定員は105名であるが、在籍は1956年3月末97人、乳児は定員いっぱい、3才児のみ定員不足である。組別人員は次の通り。

0才一歳2才の組	15人
3才組	17人
4才組	32人
5才組	33人

上記のように4組であるが、年長組の32人33人は、保母さんの負担はかなり大きい。このうち、保育料全額免除は16人、全額給付の負担者は8名である。(但しこの数値は調査対象の場合とは一致しない。)

職員は園長の他保母(全員有資格者)5名に用務員としての婦人が1名で、この7名が運営にあつてはいる。

保育時間は7時から19時までであるが、一日8時30分から16時までとしてあり、特別事情のある場合は7時からうすぐらくなる18時すぎまで預つてはいる。土曜日は半休の学童や兄弟が遊び相手として家にいるため、お昼までの子供が多いが、「お残り」は平日通り夕刻までである。保母さんは交替で早出と居残りをしてはいるが準備や、提出書類の作成等のための超過勤務は常例になつてはいる。

設備は、建物は15年前にたてられた、共同作業所につづいた本屋が85坪余りと、別棟の乳児室(29年6月完成)20坪程の計112坪でホールは24坪でやや暗く、東面のテラスは大きな藤棚が夏の日蔭を作つてはいる。保育室は6坪から8坪余りでやや手ぎま感があり

お午寝のときなどは重なりあつてふとんとんを敷いている有様である。但し全体としては1児当り0.6坪の基準を上まわつてはいる。運動場は82坪、運動器具はやや使い古したもので、スベリ合1基、ブランコ4人分、大鼓筒、ジャンダル、鉄棒等があり、砂場はいまのところなく、水道屋もやや不足状態にみられた。園の予算が少ないため窓々の柱などくされなみえ、板べいも破損したまま修復されなない。庭もややせまく、おそらく全員の外遊びはしにくくと思われた。新設のホフク場をもつ乳児組の室は独立した四所、調理場をもつ明るい部屋であるが、本屋は古い建物で、窓が少ないせいもあつて全体にうすぐらい。

給食と間食は、園内の7円10銭でまかなわれ、献立は保母さんが月始めにたてて、用務の婦人が加工調理にあつてはいる。給食には若干の動物性蛋白質も加えられるが、ミルク(脱脂粉乳)の25gとビスケットや季節果実の間食を加えて規定の260calを給するものは大分無理な様子である。燃料は今年からガスが入つてはいる。

経費は都職員としての号俸(手取り8000円~20,000円以下)をうける保母さんの人件費を除いて一・四半期に大体93,000円が都から予算として渡されてはいるが、このうち7万円近くが食糧費である。なお、公式には許されなないが、教材費、薬品代等の不足や小部分の修理工用金に毎月3000円が、母の会費の中から補助されてはいる。もちろん苦しい経営ではある。

園児家庭の経済負担は、福祉事務所決定する保育料(3カ月毎の決定を原則とする)二度目からの査定は厳密ではない)の他に、母の会費(1口50円であるが、運営上の要請で大部分の人が1人頭2口加入してはいる)床屋代(理容学校生の実習による華仕)25円雑費50円~75円と臨時の注射、遊具等の費用が個人もちである。その他には新入や新年度始めの文具代、夏冬の「上つぱり」(お預

いでつくる)とか、午睡ふとん等が特別の負担になっている。

保育児の移動はごく少く、時々、長次、移転や保育料等が支払えないための退園があるが、措置停止によるものは殆んどないし、他保育園や幼稚園への移動もない。31年度の申込みでは措置必要者が定員にみたないのは都内一般の傾向であるが、A保育園の場合もそのために入所の許可が去年より若干ゆるく行われているようであった。

第1章 家族構成と職業

ここでは、保育園児の家族構成と職業関係について述べ、入園するに至った背後の諸条件の一端を明らかにしておきたいと思う。

第1節 家族構成

81世帯のうち別居者をもっているのは8世帯で、残り73世帯の同居人員は本来的な世帯人員と一致しているが、この同居人員の平均規模は5.01人で、F. I. E. S の調査対象なとに比べると幾分多いようである(後者は大体4.7~4.8人)。保育児を送り出す世帯では1人以上の子供が必ずいるのであるから当然ともいえるが、父母の健在する世帯では5.28人で更に多く、父の欠けている世帯が3.58人で少い。同居世帯人員の分布は表示した如く6人、4人、5人が多く、これが全体の79%を占めるが、10人以上が2世帯あることは注意してよい(この2世帯を除くとすれば、平均世帯人員は0.15人だけ減まる)

別居者をもつ世帯は、前記の如く8世帯であるが、そのケースを示すと、父が病気のため帰省と答えたもの2、母病氣入院1、家庭不和で母が別居1、兄の住込勤務2、姉の同上1、弟未熟児のため乳児園にいる1であるが、この他最近離婚したもの、並びに離婚状況にあるもの女3、男2がある。つまり、大別すると、病氣による父母の別居、家庭不和による別居、勤務のための別居の3つに分れ

I-1-1 表同居世帯人員-父母の有無別一

人員	父の世帯	母の世帯	母のいない世帯	父のいない世帯	計
2人	3	3	0	0	3
3	4	4	0	0	8
4	18	2	1	1	22
5	16	1	0	0	17
6	19	2	2	0	23
7	5	0	0	0	5
8	1	0	0	0	1
10人以上	2	0	0	0	2
計	65	12	3	1	81
平均(人)	5.28	3.58	5.33	4.00	5.01

る。最後の者は低額所得にもとづくことはいうまでもないが、一般世帯に比べ割合が高い。この同居世帯をみると、父母がそろっているものは65世帯で約80%を占めるが、父の欠けている世帯は12で約15%、他に母のいないもの(3)、両親共いないもの(1)が若干見出される。父母の何れかの欠けている世帯は一般世帯に比べ相対的に多いのではないだろうか。なお、母のいない4世帯のうち2世帯では祖母あるいは姉が母代りになっている。

世帯人員で問題になるのは、世帯内における児童数とその年令である。この81世帯の保育園児の合計は94名、1~2才児は14名、残り80名が3~6才であるが、2人をあつける世帯は18世帯で、1人だけは68世帯となつている。しかしながら、これ以外に多くの乳幼児と原園が見出される。性別は無視したが、児童1人を含む世帯は12、2人の世帯は29、3人は18、4人は18、5人は3、7人が1人で、2人の場合が多いとはいえず、3人~4人も多く、なかには7人という子福者(?)も見出される。これを世帯当りで見ると、2.68人で、全同居世帯人員5.01人の53%を占めるのであるが、これは国勢調査市部の33%に比

べるとはるかに高いものである。したがってこのことだけでもこれらの世帯の實質的な生活水準は低まらざるをえなくなる筈である。

この217人の児童のうち、中学生は25人、小学生75、3~6才児89、1~2才児26、0才児3人となつているが、乳児は今のところ預つていないから除外外として(但し、前記の如く他に1人の乳児が乳児園にいる)1~2才児26名中入園児は14名で12名が家庭にとどまり、3~6才児89名中80名は通園し、家にいるのはわずか9名である。これによると、3~6才児の圧倒的部分は通園するが、1~2才児の半ば近いものが通園していないことになる。これは、保育園の年少組の定員の少いこと(年少組の定員15名)が最大の理由であるが(もしそれがなければ)多くの1~2才児が通園したと考えられる)通園しない児童をもつ母親のなかには、余り厄介をかけたはけいけないという気持ちから、上の子が入学したら次の子を入れようと考えているものもある。したがって、保育園以外に乳幼児をかかえている世帯は19世帯となるが、そういう世帯では母の職業も勤務者が少く、自営業並びに家内労働が多いところからも、おそらく通園の必要度が相対的に低いためであらう。

また、中学生は20世帯に、小学生は49世帯に見出され、中学生、小学生のいない世帯は27であるが、中学生はともかく、下級小学生の場合には、特に問題をもっている。母が自営あるいは家内労働についている場合には、かかる児童の存在はある意味で幼児の遊び相手となつて母の負担を軽減する一面をもっているが、母の勤務につく場合には、不安ながらも子供の相手ができるといふ一面があるにしても、留守中幼児を姉や姉にまかすは余りにも不安であるし、且つ下級学年になると、本人自体の保育が必要となるほどである。かくて、学校がひけると母の監督のない

ままに遊びまわると、1人でさびしく数時間をすごすことも生じるのであつて、ここに、下級学童について放課後保育する必要も生じてくる。だが、そういう一面では今のところ手がまわつてはいない。

これらの児童の組合せを示したのは次表であるが、このことから、どういふ世帯に要保育児が多いのかも知られるであらう。

I-2 表 学童以下の子供の組合せ別世帯数

1人	1~2才	2
	3~6才	10
2人	1~2才 3~6才	10
	0才 3~6才	1
	3~6才 3~6才	3
	3~6才 小	12
	3~6才 小	3
3人	0, 1~2才 3~6才	3
	1~2才 3~6才 小	5
	3~6才 小 中	3
	3~6才 3~6才 小	4
	3~6才 小 小	5
4人	1~2才 3~6才	1
	3~6才 中	1
	1~2才 3~6才	1
	小 小	1
	0, 1~2才 3~6才	1
	小 小	1
	3~6, 3~6才	1
	小 中	1
	3~6才 小 小	4
	3~6才 小 中	4
	3~6才 小 小	5
	1~2才 小 小	1
5人	1~2才 3~6才	1
	3~6才 小 小	1
	1~2才 3~6才	1
	小 小 小	1
7人	1~2才 3~6才 小	1
	小 小 中 中	1
合計		91

次に、世帯のなかに含まれる18才以上の婦人を見るとき、合計で96人、1世帯当り1.19人であるが、多くは1人で(70世帯)2人が6.3人が2、6人が1世帯、ナツが2世帯であつた。この婦人のうち77人は園児の母であるが母以外を含めて無職という婦人はごく一部にすぎず(15人)実に81名まで何らかの収入を

I-1 図 同居人員別有業人員

	有業人員						
	ナシ	1	2	3	4	5	7
計	2人	3					3
同居人員	3	1	5	2			8
居人員	4	4	17	1			22
人員	5	3	13	2			18
	6	5	14	3			22
	7		4	1			5
	8				1		1
	9						
	10			1			1
	11						
	12					1	1
計	1	20	50	8	1	1	81

が多い。

これらの母（以下母に準ずるものを含んだ意味で使う）の多くは収入をともなう仕事をもっているが、有業者は、79人中68人に達し率とすれば86%という高い割合を占めている。この有業者の甚しく高いのは保育園児の母なるが故にみられる現象である。

仕事の内容は、大別して次の4つに分れる最も多いのは、家内労働であつて16人を占め箱貼り、時計付属品加工3が多いもので、ハシカチカガリ、ブラジ加工、紙玩具作りなど大体婦人向けの仕事である（さきの男子の場合と一致するものもあるにはあるが、全く相異なる場合が多い）次は、和洋裁の内職であるが、これは7人で、両者を合すると23名、全有業婦人の30%を占めるが、こういう仕事は自宅に在ることと自主的な作業が可能であるという意味において時間的にみて保育上、相対的に有利な条件である。

これらの人々は就労日数は、20日前後、時間としては1日5時間前後が多いが（最高は10時間）月間とすれば21時間～250時間、100時間前後の場合が多い。仕事の性質上、何時から何時までというようにはつきりしたときよりは

品関係の小売店7で、一応はさかまえてい

ものから「独立労働者」まで含まれている。給料生活者のなかには専業主婦が多いが、常用労働者では旋盤工から小学校用務員まで、職人には家具職人、大工、左官、家内労働者では機械関係の部品製造、箱上貼りなど、各種の仕事が見出される。また、その他として一括したのは家事手伝、飲食店手伝、家庭教師など不安定な職業を含んでいるが、家内労働には就職関係のないことは注意しておいてよい。

前記の職業をみても分るように、種々の階層を含んでいるが、全体的にみて収入の比較的低い職業が多いこと、更に生計中心者であつて、疾病あるいは失業中のものが男3、女2が見出されることと注意されねばならない。これは、第4章をみられたい。

これに、主婦ないし他の有業者を加えた、今有業者数は154名、世帯平均で1.90名となるが、5.01人の同居世帯人員であるから、有業者率は一般労働者世帯のそれに比べると相当高いものである（F. I. E. S では1.47人）有業者数は81世帯中、1人の有業者を含むものは19.2人のもの52、3人6、4人2、5人1となつており、2人つまり父と母の2人が有業者である場合が多い。有業者の多いのは保育園児の家庭として当然であるが、この154名中、20日未満のもの29名、20日以上のも125名で、なかには20日未満1人だけの世帯が4世帯見出される。つまり、総人員406名中、有業者154名、児童218名計372名であるから、それ以外のものはわずかに39名すぎない。

第3節 母の職業

母又はこれに準ずるものは、81世帯中79世帯に見出されるが（2世帯はナシ）その年令分布は、30才未満17、30—39才52、40—49才8、50—59才2で、この年令からみれば39才台

6名であるが、女では30才未満4名、30才台7名、40才台2名となつてい

る。ところが、女では30才未満4名、30才台7名、40才台2名となつてい。ところが問題はその職業内容である。68人の男子生計中心者の場合には、自営業が17、給料生活者17、常用労働者12、職人8家内労働内職6、などが主で自営業と給料生活者が多く、また家内労働、内職が多い。朝日雇労働者が少く、うち失対労働者はゼロであつた。また、婦人の場合には少数のために明瞭ではないが、家内労働内職とその他が多く、無職のものも2世帯見出される。この世帯の職業分布は、この保育園が山手にあるためと考えられるが、下町になればおそらく給料生活者はへつて男女を問わず日雇、失対労働者などが多かつたと思われ

る。ここで、注意すべきは、給料生活者にせよ常用労働者にせよ、大企業、官公労働者が少く中小企業労働者の比率が決定的に高いこと（32名中25名）自営業でも雇人なしの場合が過半（10名中8名）を占めることであるが、その仕事の内容をみると、種々雑多な職業が含まれている。詳細は附表にゆずるが、店舗ナシの自営業は5（うち廃品回収業2）食料

I-4 表 生計中心者の職業

職業	男	女
自営業（雇人あり）	7	1
自営業（雇人なし）	10	—
給料生活者（大企業）	4	—
給料生活者（中小業）	13	1
常用労働者（大企業）	2	1
常用労働者（中小業）	10	1
臨時工	2	2
日雇	—	—
職人	2	—
家内労働、内職	8	—
その他	6	2
職なし	1	3
計	3	2
計	68	13

もたらす仕事についている。この有業者は雇家の場合を除くと保育園児の家庭ならは見出せないものであるが、無職の婦人15名の内訳をみると、次の如く、祖母5（うち2名病弱）病弱の母3、学生1で、母で健康なもの3人は幼児をかかえており（1人は小児まひ）失業中のものは母1、姉1、健康な母で幼児なしという世帯はわずかに1人にすぎない。つまり、18才以上の婦人で就労していないものの大部分は、老令、病弱、失業あるいは乳児が家庭に在る場合である。なお、I-3表に18才以上の婦人の状況を示しておいた。

I-3 表 無職の婦人の状況

続柄	年令	健康状況	他	保育園以外の乳幼児
1	祖母 56才	健	家事	ナシ
2	母 39	健	家事	ナシ
3	母 37	学生		ナシ
4	母 34	心臓病		ナシ
5	母 29	健	求職中	ナシ
6	母 30	健	家事	2人
7	母 34	健	家事	1人（小児まひ）
8	母 42	病弱		ナシ
9	母 30	ぜん息		ナシ
10	祖母 56	健		ナシ
11	母 28	健		1（2才）
12	祖母 68	失明に近い		ナシ
13	祖母 65	高血圧（ねるほどでない）		ナシ
14	姉 23	失業中		1（2才）
15	祖母 59			1（2才）

第2節 生計中心者の職業と有業者

生計中心者は男68世帯、女13世帯に分れるが、男では父が66、祖父1、兄1、女では全祖母であつて、父が母の何れかが多い。この年令をみると、男の場合には、30才未満がな

できなかつたが、もし保育園がなかつたすれれば、おそらくその就労時間が短縮されることは疑いない（以下I-5表を参照）。

自営業従事者は15名、そのうち8名は主たる従事者、残り7人が片手間に従事するものであるが、仕事の内容は、前者は飲食店3、小売4、洋服仕立業1、後者は米配給所2、その他である。このうち店舗のある場合には(13名)その就労時間は朝7～8時から、夜は21～24時まで(主として22時)拘束をうけ、月1日の休日が唯一の休息日である。ただ店舗なしの場合には時間は9～15又は17時間で、時間的には余裕がある。このように自宅にいるという点で勤務をもつ婦人に比べると有利であるが、お客がくるという外的な条件によつて作業が強制されるという面をもっている点ではさきの家内労働に比べ不利である。

I-5表 母の職業(母に準ずるものを含む)

自営業	主たる従事者	店舗あり	なし	合計
片手間	店舗あり	なし	なし	8
従事者	店舗あり	なし	なし	5
給料生活者	中小企業	2	1	3
常用労働者	大企業	1	—	1
臨時工	失対	9	—	9
日雇	—	1	—	1
家内労働	—	16	—	16
和洋裁内職	—	7	—	7
その他	—	11	2	13
ナシ	—	10	3	13
学生	—	1	—	1
計	—	79	19	98

勤務は給料生活者2、常用労働者7、臨時工9、失対日雇1計19名であるが、何れも中小企業が大部分で、その収入が少いだけなく、就労時間も長いという特質をもつてい

くれるからであり、その他、のうち1は家庭教師、1は炊事婦で前者は自室でやり、後者は○才の乳児でそれを背負つて近所にあるパン屋の食事をつくつてくれているのである。つまり、一般的にいえば外勤的な職業と乳幼児の存在は他に有利な条件がない限り併立しえないことを物語るものといえよう。

このように、これら母の就労は、児童を保育園にあずけることによつて始めて可能となつた場合も多いのであるが、それ以前から開始されていたにしても、おそらく、保育自体がその継続を容易ならしめてくれていること、それが何がしかの収入をもたらし、生計の維持に役立っていることは疑いないところである。しかしながら、これらの母の生活は、そのために過重負担となつてくることが、そのギセイによつてえられる収入が余りにも低いこと、過重労働に従事する婦人の場合には、なお多くの問題を残しているなど検討すべき余地が残されている。これらの問題については、第3章でふれることとして、次に住居と生活環境の問題に入つて行こうと思う。

(註) 学生というのは、母が職業能力を高めるために、ある短大に通学するものである。

第2章 住居と環境

「……児童はよい環境の中で育てられる」とは児童憲章の一端であるが、児童福祉法もこの環境を様々な面から保障すべきことを規定している。もともと児童が保育園に迎えられ、社会的経済的条件にもとづいて自宅で保育することができない事情をもつようになった場合であるが、貧困のための収入増をはかる目的で母が働かねばならないとか、その他母代りの人が得られぬ子供たちの場合の外、保育園の入所基準には、環境不良という住居や附近地域の社会的条件、衛生状態など児童の心身に加えられる危害を予防する

ことが考慮されている。数多い入居希望者の中から措置決定をうけて登園することになつた園児は、平日は8時前後から16時すぎまで又は夜母親たちの帰宅する時刻まで、たとえ不十分であつても家に放任されるよりはるかにゆきとどいた保育をうけ、子供の家としてつくられた施設ですごすことができる。しかし、日曜休日、あるいは保育園から帰つてから父母兄弟と営む生活の本拠は、なんといつても家庭であり、その住居環境である。我々はこの園児たちの家庭生活調査の一部として住居、すみ方、環境について若干のききとりを行った。以下はA保育園々児家庭がもつてくる住生活の概略である。(各節とも附録参照)

第1節 住居の所有種別と住居の質
まず、住居の所有関係を見ると、持家率が最も高く約1/2の42%になつてゐる。借家と間借りはこれに次ぎ、夫々24.7%、23.5%となつていてアパート式は4.9%にすぎず、都公営は2戸で母子寮と困窮者住宅であり(園児居住区域には大公営住宅群がない)給与住宅は1戸しか見出されなかつた。(大企業労働者の少いことを反映している)持家の多いのは戦後の追いつめられた住生活の結果から生じたもので、決して広さや質のすぐれたものではないが、我々が1953年に行つた最低生活費調査の結果でも、低生活水準層に家外持家が多く、かえつて階層の高い、文化生活をいとめるクラスに給与住宅の多いことがみられた。また、下町江戸川区の武町の下層労働者生活調査結果(労働者婦人少年局から発表の予定)をみると、持家は少く、むしろ借家が非常に高い割合を占める(全数108のうち女世帯34)アパート・間借りがこれに次いでいるのは、今回の調査には自営業者も含まれていることや「山手」の新開地であるA保育園の周辺と、工場地帯を近くにひかえた下町とのちがいがいだけといえる。

職業別にみると自営業者の持家率は67%で高いが、店舗、事業所と住宅は一所になつてゐるので所有率も高いのである。給料生活者の持家率はこれに次いで高く、アパートはなが常用労働者になると持家は少く、間借・アパート・借家の順に増えてくる。職人と家内労働者は収入が比較的安定で、しかも低賃金職業が多いため、労働者に比べ住宅をもつことは一層困難で、多くは借家か、一間きりのアパート、雑居の間借りなどしてゐるし、保護の外資、家事手伝いなど婦人の内職的な雇傭関係で働く人々を含む「その他」では同じく間借り率が高い。間借やアパートでは他人との共同生活部分が大きいのは当然で、ここでは児童は往々にして邪魔者あつかいされる。まして高級アパートではないのだから廊下などもくらく手狭で、遊び場すらないのが普通である。

所有に次いで問題になるのは、住居の質である。此の地区が非戦災地で、戦後10年間に小住宅が群立するに適した土地柄だつた(地価など)ため、本建築住宅が多く、バラック建は全体で14世帯(17%)で各職業層に散在している。このバラックの一例では、雨もりはもちろん、長雨には家中床下に浸水したような水たまりが出来、便所やゴミの悪臭にみち、しかも一間切りでせまく、周囲は古トタン、古板戸などのおしつけで入口にはムジロがたれてゐるといふ場合があつた。こうした「小屋」の中に幼児と小中学生が母の歸りを待ちかねてゴロねをしてゐる家庭であつたがこれらの児童の1人は問題児あつかいをうけており、保育問題の重要性についてあらためて考えさせられるものがあつた(此の世帯は母子で多子世帯に入り、母親は氣息えんえんの小企業の常用労働者であつた)。こういった極端な例を除いてみても、バラックの住宅は大抵狭すぎしかも湿度で児童のための採光など全く考慮されていないのが普通である。

本建築の場合へん、一戸建が圧倒的に多く長屋建はせいぜい二戸一棟であるのも下町と異なる特徴であるが、28年度の東京都内の調査でも(前出最低生活費研究)低生活水準層に長屋建が多くみられたのと若干異つてゐる。自営業では独立本建築が多いが、店舗等との併用が殆んどで一戸建併用7、2戸建併用3計10例もある。この商業住宅は経営用品物が住居内に侵入してきて一般に「すまい」は軽視され、せまく日光の全々入らない場合が多く、同時に児童の生活の場は極端にせまめられ、店に出れば叱りつけられ、道路は危いという条件下におかれる(あるそば店できいた例では、児童が店のいそがしい夕方など外もくらのいのでかまど前をウロコロし、夕食もそこでまて、湯のとびらる台の上のうつぶしてねむつてしまふこともあつたといふ)。

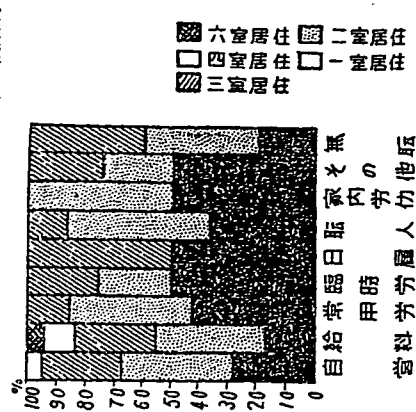
今回は住宅の老朽度やたて方などは調査していないが、本造本建築のものはかなり古く戸のあけたても不自由だつたり、床がおちてまがつたり、消防署から注意されそうない位に傾いたものなどがあり、バラックと大差ない粗雑な戦後住宅もみられた。このことは、東京都内一般の傾向でもあるが、児童を保育園に送り出す家庭では、高額な費用をかけて住居を修復維持することの不可能な低収入水準層の多いことを表現しているといえよう。

なお、家主との関係を見ると、親、親類といふものは6世帯で、他人が多いが、知人を合めて追立てをくつてゐる世帯が相当みられたことは留意しておいていい。なお、家賃・地代については、第4章においてのべることにする。

第2節 居住室の広さ

室数の分布は次のII-1図でよくわかるとあり、全体の33.3%が一室居住、39.5%が2室、3室は22.2%、4室以上はわずか4例で4.8%である。平均は自営業で2.1室、給料

II-2 四居居室別の世帯数の比率一職業別



4.5 室1室にすむ例を加えると実に1割7分の世帯が含まれる。平均は9.64層であるが、職業別には自営10.7層、給料生活者12.6層(30層が2名ふくまれている)常勤労働者7.3層、臨時雇8.8層、家内労働8.2層、その他8.7層、無職10.3層(生活層との関係)となつて、職業別にみると給料生活者がやや広く、労働者と職人層が相対的に多い居住状態にある。このように室数に少くは、乳幼児の生活にとつて大問題で、児童の休養が不十分になるばかりでなく、雨の日には遊ぶ空間もなく、内職などを

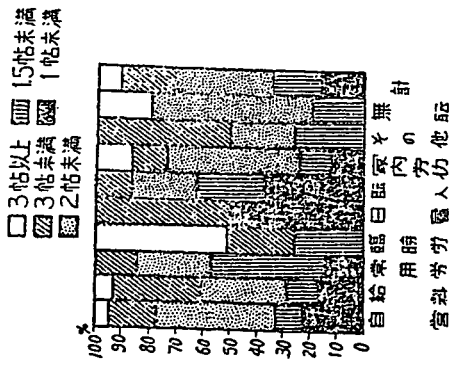
II-1 図 居住室数の分布(職業別)

職業別	室数	自営	給料生活者	常用労働者	臨時労働者	日雇	職人	家内労働者	その他	無職	計
1	18	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81
2	2.11	2.56	1.91	1.75	2.00	1.75	1.50	1.75	2.20	2.01	2.01
3	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
4	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
5	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
6以上	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平均	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

II-3図 総屋数の分布 (職業別)

職業別	自営	給生活者	料生活者	用時労働者	日雇	職人	家内労働	其の他	無職	計
区分										
~4.5層未満	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
~6 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
~9 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
~12 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
~15 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
~18 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
~21 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
~24 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
~30 "	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
30層以上	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
計	18	18	14	4	2	8	8	4	5	81
平均	10.69	12.56	7.36	8.75	9.25	6.81	8.19	8.68	10.30	9.64

II-5図 1人当居室数別比率-職業別



しく低く、他は中間にある。

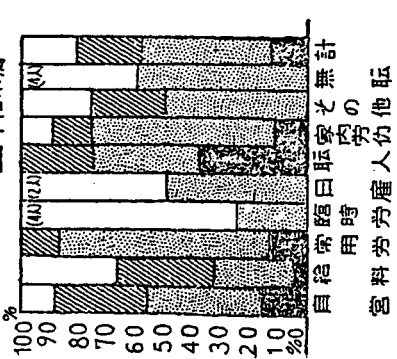
住居の広さは、収入の大きさにも関係がある。したがって、消費単位当り収入別に1人当り屋敷の分布をみれば (I・II・IIIは夫々1千円台、2千円台、3千円台、以下同じ) IIIの1.52層は次第に上昇し、VIの1.85層、Vの2.24層、IVの2.60層にふえて行くが、IIとIIIでは、かえって低下し、I、IIは2層前後で、III、IVに比べてむしろ高いという現象がみられる。また、その分布をみると、非常に分散が甚しく、同じIIIの階層でも0.4層から3.2層、Vでも1.2層から3.6層、VIでも0.8層から4.5層まで分布しており、IIIのクラスでも0.9層というものが1層帯見出される。1人当り数層の場合には、小人数世帯では有利な形に現われ易いのであるが、そのことを念頭ににおいても同一の収入水準で上下の階差の大きいことは注意してよい。しかしながら、1層未満という極過密居住のものが低収入階層に多いことは確実であつて、I~IIIのクラス26層帯中、9層帯 (35%) を占めるのに対して、IV以上では55層帯中2層帯 (5%) にす

世帯では仕事を一つづける母親のそばで叱られながら一日をすごすのだから、子供にとつてまことに不幸なことであるわけで、したがって保育園における毎日夜時間の生活は児童にとつておそろしく最良の時間なのではなからうか。

次に、住居の広さを住居する人員との関係でみるために1人当り屋敷を示したのはII-4図である。衛生学的にいづつても大体1人当り3層程度が過密居住と区別する線と考えられているが、保育児童の家庭では平均ですらに2.02層でその最低限度を約3分の1も下廻り、分布では3層を上廻るものはわずかに19.7%で、1.5層未満が28.4%、1.5~2層未満が29.6%というように、大工場労働者はいうまでもなく、中小工場労働者よりも悪く、下町の下層労働者に比し若干すぐれている程度で、おそるべき過密居住が多数であることが想像できる。これを職業別にみると、臨時と給料生活者は2.72層と2.56層でやや高いが、常備労働者1.46層、職人層は1.35層で甚

II-4図

1人当り居室数別比率-職業別



II-1表 東京工場労働者生活実態調査結果との比較 (分布)

a) 居住室数別 b) 居住室の広さ-1人当り屋敷別

総数	大工場 (労働者)				中小工場 (労働者)				A保育園 (児童)			
	%	層	%	層	%	層	%	層	%	層	%	層
1層	29.0	40.4	31.1	43.2	33.4	100.0	33.4	100.0	33.4	100.0	33.4	100.0
2層	37.2	31.1	43.2	33.4	22.2	2.0~2.5	22.2	21.0	17.5	13.6	29.6	29.6
3層	23.8	19.9	10.8	3.7	11.5	2.5~3.0	11.5	10.6	8.1	8.7	8.7	8.7
4層	6.5	3.6	0.8	1.2	12.8	3.0~3.5	12.8	8.5	5.4	9.9	9.9	9.9
5層	1.5	1.7	0.8	1.2	10.0	3.5~4.0	10.0	3.6	2.1	4.9	4.9	4.9
6層	0.3	0.8	0.8	1.2	8.0	4.0~5.0	8.0	7.6	5.4	3.7	3.7	3.7
7層	—	—	—	—	2.7	5.0~6.0	2.7	3.6	1.4	1.2	1.2	1.2
8層	—	—	—	—	3.6	6.0以上	3.6	1.6	2.1	—	—	—
不明	—	3.4	—	—	1.2	不明	1.2	1.6	—	—	—	—

(資料) 労働調査、労働省婦人少年局資料、大工場労働者 (1951.12月) 一東京区内 中小工場労働者 (1953.3月) 一部川口市を含む 下層労働者 (1954年) 一東京下町小松川A保育園児 (1955年) 一山手地区

II-2表 職業別1人当り屋敷並びに1人当り居室数

職業別 区分	自営	給料生活者	常用労働者	臨時労働者	日雇	職人	家内労働	その他	無職	計
	屋敷	屋敷	屋敷	屋敷	屋敷	屋敷	屋敷	屋敷	屋敷	屋敷
一人当り 居室数	2.02	2.56	1.46	2.72	1.85	1.35	1.89	2.10	2.22	2.02
一人当り 居室数	1.58	1.24	1.36	2.30	1.60	1.28	1.89	2.00	1.78	1.67
差引	0.44	1.32	0.10	0.42	0.25	0.07	0	0.10	0.44	0.35

さず、前者では4層以上は1世帯しか(4%)みられないのに対して、後者では7世帯(7%)含まれている。分散が甚しいとはいえず、やはり経済的条件と相当程度結びついているのである。

次に居室数であるが、これは就職時に十分な休養をとれる程ができるかどうか、社会道徳的にみて適当かどうかをうかがうことのできるものである。ところが、II-2表に示したように平均1人当り1.67層で5層に3人ねるといふ計算になるが、残る広さはわずかに0.35層で、殆んど全部の部屋が寝室に使用されていることを物語っており、しかもこの水準は衛生学上からは全く不十分なものである。食事室と寝室を分離するというすみ方の最低限の要求すら多くの世帯で満たされていないのである。なおII-2表でみると1層の差を屋間と寝室との間にもつのは給料生活者だけということになるが、若干の特例的なゆとりある広さをもつ世帯もあるもので、この職業層の場合も多くの世帯では実際は他の職業者に近い過密層が行われていると思つてよい。ここで調査世帯のすみ方の例を数ケースとり出して、園児の園外での(家庭の)生活の一端を示そう。

まずごく平凡な給料生活のなかの一人、5人の子供の中2人の園児を送り出している家である。まわりのたてこみ方も当地としてはひどいし、家も老朽化している2室住宅で

狭い玄関に仔犬を飼つて子供に飼育をさせ、わずかなうら庭には季節の花が美しくひろき熱帯魚を飼い、観察させる等、子供たちが外出がちの母親の留守も、内職にせわしい母親の手をかりず時間にたのしめるように心をくばつてゐる。主婦である母が職をもつている場合の多い保育園児家庭では家内の整理もまよく行われぬことが多い、子供のための家庭環境をよくすることは心の中で願つていてもできかねているのが共通事情であるなかで自分たちで少しでもよい環境をつくり出そうと心がけているのが印象的であつた。

自営の例で、階下いづれかがそば食堂、2階の室はほんの寝るだけで、食事もかまどの前の番油樽の上で手のあいたものが傾ぐりたべるといふあり様、まわりは、商店街の常で制限いづれ、まだ道路につき出た入口からとび出すと、国道から庭道に入る角なので交通量が多く、自動車事故のない月はないといふ場所がら。とくに夕方など家業は目のまわる忙しさに店や調理場をクロつくと此りつけれ、行きばのいまま火いじり(かまどはエークスが常にもえている)してあそぶ。何しろ空地がないので、子供が緑にうえていて、アスファルトのかけ目に出た野草までぬいてきて、いくつもの植木鉢にうえて可愛がつているそである。お母さんも疲れ切つて居る様子で、火の前でうたたねする子の話、休日二階で父母と子供が水入らずで坐つて食事

II-6図 消費単位当り収入階層別1人当り屋敷の分布

収入階層	1千円									
	2~	3~	4~	5~	6~	7~	8~	計		
~0.5層		..						2		
0.5~	9		
1.0~	12		
1.5~	24		
2.0~	11		
2.5~	7		
3.0~	8		
3.5~			4		
4.0~					..			1		
4.5~			2		
5.0~										
5.5~								1		
計	6	6	14	21	13	10	6	81		
平均	2.00	1.93	1.52	1.85	2.24	2.60	2.43	2.08		

するときの子供のよろこぶ様子を話し、子供の幸福のためにと保育園に入れようと思いつき民生委員・福祉事務所・A保育園に日参して数ヶ月目に許可されたとき喜びを涙をうかべて語つてゐる。

またある共稼ぎ労働者の家では、母が7時に帰るまで近所にすむ前に(子供の伯母)看護をたのんでいるが、何より心配なのは冬期の火の始末で、厳寒中にも家には火をおかず子供2人が園から帰つても別に伯母をへゆかず、うすぐらい室の中でちごまつてゐるとの語してゐる。

最もひどい過密層の例をあげると

3層に家具を置いて、その中に親子7人1人が法をいつつ肩物真いに歩いてゐる父と、1才に満たない赤ん坊を背にこれも肩車をおす母の収入で生活している。子供5人といはれ7人で正味2坪にすむとはどういふ非難も不可能な、最大の不幸の表現ではないだろうか。現に園児のすぐ上の姉が小児結核と診断されている。(何とこの家賃は2000円であり権利金も3万私つたという)

以上住居を概観しただけでも、児童が1日

の居住者から出ている。こゝには、私鉄A線は一つだけというところは少なく、重敷する場合は多い。

生計中心者の職業別にみると、職業により環境にも幾分の相異がある。一般的にみて、「住宅地としてよい」「とくに悪いところなし」というのは給料生活者に多く、自営業、日雇、家内労働者その他には少ないことが分るが、家の立てこんでいるのは自営業と職人、

II-3表 住居附近の環境一職業別、程度別

業種別 程度	自営		給料生活者		常用労働者		臨時労働者		日雇		家内労働者		その他		計
	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	
状況別	7	3	4	4	1	1	3	2	1	1	3	2	1	1	22
家がたてこんでいる	2	4	3	3	1	1	1	4	1	1	1	4	2	3	16
低地で湿地帯である	8	6	5	2	2	1	2	1	3	1	3	1	2	1	322
交通がはげしく危険	2	1	1	3	1	1	1	4	1	1	1	4	1	1	14
盛場など教育上不良地		1	1	4	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2	13
危険な場所・不潔地有		1	4	3	4	1	2	4	4	2	1	2	1	1	18
間借などで遊び場無		1	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	18
とくに悪い所ではなし		18	18	14	4	4	2	8	8	4	5	4	4	5	81
住宅地として子供にもよい	世	帯	数												

◎はとくにひどい ○はやひどい

II-4表 消費単位当り収入別 環境の程度

グループ 程度	I		II		III		IV		V		VI		VII		VIII		計
	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	
かんきよう	1	1	2	2	1	2	2	3	2	2	3	2	2	2	2	2	22
家のたてこみがひどい		2	1	3	1	8	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	16
低地で湿地である	1	1	1	1	2	3	4	3	4	1	6	1	2	2	2	2	22
交通がはげしい		2	5	2	1	2	2	1	2	2	1	2	1	1	1	1	14
盛場など教育上わるい	1	1	1	4	4	4	1	2	2	1	1	2	1	1	1	1	13
危険物、不潔地である	4	1	1	4	4	4	1	4	1	4	1	2	1	1	1	1	18
Aパート間借であそび場なし	2	6	6	14	21	13	10	6	5	4	4	2	1	1	1	1	11
とくにわるいところでない		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
住宅として子供にもよい	世	帯	数														81

◎はとくにひどいもの ○はやひどいもの

る。便所の共同は住居条件に対応して職人層以下にその比率が高い。

3) 台所

大部分は狭いながらも台所を専有しているが一部に炊事場がなく、廊下、室内などで炊きをしている例もある。店の拡張による場合(自営業)もあるが多くの場合は間借の家庭である。共同使用は15で常勤労働者に多い。火の危険や子供の出入が物議をかもしもすことも必然である。母親の炊事のための負担も倍加するし、食内答もおのずと低下する一因となるのが台所の不備である。

4) 飲料水

飲料水は、水道と井戸が半ばしている。調査地域内は水道をひくことが大体可能のところであり、費用がととのえは引込みたい希望者がある。井戸は水質の不良地域もあるが水道よりも共同率が高く、買水もある(井戸の共同は29.6%、水道は12.3%で、水道専有35.8%、井戸専用18.5%の倍である。) 幼児はとくにその生活に水が必要だから不便利な状態にある人の多いのが知られる。職人層にはみると、自営、給料生活者、常用労働者には水道使用者が圧倒的割合をもち、臨時工以下の層で井戸が多いのは居住地の悪条件を裏書きしている。

第4節 住居附近の環境

附近の環境条件は入所順位では項目としてあげられているが重要な絶対的条件とはなっていない。悪環境の定義も別がないが、A保育園辺は、一般的にはさして不良地区ではないし、良好な住宅地もあれば不良住宅地区も点在する。調査はII-3表のように8項に大別した上でその程度をみたが、かなり主観的なものである。ごく悪い◎印は「交通がはげしい」に多いが、商店街や国道で交通網のたえまないことから答の大部分は南側台地

を生活するに好適な住生活をする家庭はきわめて少い。したがってこの面でも保育所に収容されて年令相応の保育うけていることは、まさに妥当な処置である。只、夜間や日曜日(母は休日とは限らない)この家庭にすこすこわけて、病氣感染、悪徳への誘い等はなかなか根絶できず、この危険は保育所にさえもちこまれてくる。したがって、生活保障を完全なものにするために単に生活保障の問題だけでなく他の社会保障、社会扶助が有機的に関連の下に活用されることも切望されるのである。

第3節 住居設備の状況

1) 入浴について

風呂場を専有する例は全体で11例にすぎないが、その殆んどは自営と給料生活者で、他の多くは町の銭湯を利用している。度々入浴ができるならば公衆浴場でもよいが、入浴代は高くつき、しかも風呂は1人では危く入れないから、母親かその他大人たちの附添いが絶対に必要である。しかしその担当者も働いている限り、時間的に子供の生活時間とはずれてしまい、大人が風呂にいく時に子供は寝てしまうという事態が常におきる。夏は、A保育局、入浴も間をおきがちになる。夏は、A保育園でも行水させざるが、「乳児など、ポロポロと垢がおちて拭えない子供がいる」とある。原母が語つたが、こういう面でも一般家庭原に比べ大きなマイナスをもっていることは見のがせない。

2) 便所

81例中の25例が便所を他人と共同に使っている。便所は乳幼児にとつてしほれば危険をもたらす。(現に他の保育所で便所におちて半死状態になり、恢復してすぐA保育園に入園した子供が在園している)。しかも日本式の共同便所は一般に暗く、子供には恐ろしいところの一つだから、夜分はとくに不安であ

Ⅱ-1 図 生計中心者の勤勞的収入

ナ	シ	自営	職員	常勤労働者	臨時労働者	日雇	職人	家内労働者	その他	無職	計
ナ	シ	・	・				・			◎◎	7
~2,000円								◎・	◎	◎	4
2,000円~		・	・				・	◎	◎		4
4~		・	・		◎◎						6
6~		◎	◎				・				6
8~		・	・		・		・				6
10~		・	・		・			・	・		5
12~		・	・		・		・				10
14~			・		・		・				7
16~		・	・								2
18~			・								1
20~		・	・		・			・			12
24~		・	・								3
28~		◎	・								6
32~		・	・								1
計		18	18	14	4	2	8	8	4	5	81
平均		21,550 (13,274)	14,933 (12,596)	7,225	5,250	9,762 (8,542)	10,046	4,375	200	12,647 (12,467)	

以上を総括すると、55世帯のうち、1千円 満11, 3~4千円未満8, 4~5千円未満6未滿が10, 1~2千円未満9, 2~3千円未 というように分布し、これまでで全体の5分

育園児の父母の収入が一般水準に比べはるかに劣るのは一旦し、F. I. E. S. ではやや高い目のものがとられているが、一中小企業労働者が多いためでもあるが、何より保育園児世帯の特色を考えてよい。というのは、もし七帯の収入が多いとすれば、配偶者である母がせわしい思いをして子供を都営の保育園にあげる必要度は決して高くはないからである。

2) 母の収入(母に準ずるものを含む)母の職業による収入は、自営業の家族従事者の場合には明らかにできないが、残りの55人のうち、1人を除くと1万円にみたく(この1人は魚小売商を営む婦人で28,000円の収入をえている)。一般に零細をきわめ、その平均は例外を加えて3,472円を除くと3,018円で、その収入がさきの生計中心者たる婦人の場合に比べて一層低劣であることが知られる。本人の職業別にみると、給料生活者は7千円以上、常用労働者は大体6千円以上であるが2名だけ3千円台、臨時工はすべて6千円未満で1,550円~5,080円まで分布し、4千円以上と3千円以下の2つのグループに分れている。これら3職業は、勤務職業とみなすことができるが、平均値は、給料生活者8,255円、常用労働者5,799円、臨時労働者3,288円と低下してゆき、最後のものは家内労働者の水準に近づく。

ここで家内労働者と一括したなかには、それ以外の内職をも含んでいるが、収入あるものだけの平均はわずかに1,643円で、最高でさえ4千円にすぎず、3千円以上も若干みられるも、1千円にみえない世帯が10人にも達している。したがって、最後の層になると、保育料さえまかなえない場合も生じうるのであつて、多くの問題を残すものである。「その他」というのは雑多なものを含んでいるので、最高は5千円、最低は1千円の中をもつているが、平均は2,717円で、臨時労働者と家内労働者の中間に位する。

らしく実態に比し幾分か低いであらうか。

1) 生計中心者の勤勞的収入

生計中心者の勤勞的収入は次図に示した如き分布を示している。自営業の場合には、主婦を含む世帯員の補助をえてえられた収入であるから、生計中心者1人だけの収入とみることはできないが、この自営業の平均収入は21,550円、18世帯のうち12が2万円以上で、最高は32,400円となっている。ただ他方に1万円未満のものが2例みられ、うち1件は4500円となっているが、後者だけは廃品回収を業とする本人の収入のみを示している。したがって、通常の自営業では2万円以上の所得があるものと考えてよいが、実際には前記の数値よりも少し多いのであろう。

他の職業では、その平均額は何れも1万5千円にみえないが、やや多いのは給料生活者の14,933円、次が常用労働者の12,596円、3位が家内労働者の10,046円、4位が職人の9,762円で、臨時工、日雇、その他になると更に低く、最低は日雇の5,250円である。何れも男女を合せたものであるが、男と女で大違があり、女の場合にはぐつと低いところ分布している。いま、自営以外の世帯の収入分布をみると、無職を含めて、63人中、ナジが7, 4千円未満8, 8千円未満11, 1万2千円未満10, 1万6千円未満14, 1万8千円以上11となつており、相当幅広く分布しているが、婦人の場合には殆んど4千円未満に分布する。

この数値は、幾分少評価されたものであつて、一般の世帯に比べて、収入が著しく低いことは争えない。例えば、F. I. E. S. の東京部分をみると、職員世帯の世帯主本業収入は30,694円で、われわれの調査対象の約2倍、労働者の場合には18,248円で、同じく1.45倍となつており、較差は職員の場合において甚しい。しかし、臨時工、日雇を加えるとすれば、労働者の平均は10,792円におち、1.69倍に開きが大きくなる。このように、保